

官報

号外 平成二十年四月四日

○第百六十九回 参議院會議録第九号

平成二十年四月四日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第九号

平成二十年四月四日
午前十時 本会議

第一 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)(趣旨説明)

第二 国務大臣の報告に関する件(平成二十年度地方財政計画について)

第三 地方税法等の一部を改正する法律案、地方人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)(趣旨説明)

両案について、提出者の趣旨説明を求めます。
額賀財務大臣。

(国務大臣額賀福志郎君登壇、拍手)

○国務大臣(額賀福志郎君) ただいま議題となりました平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案について御説明をいたします。

平成二十年度予算編成に当たっては、これまでの財政健全化の努力を緩めることなく、社会保障や公共事業など各分野において、経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六で定められた歳出改革をその二年目においても着実に実現をし、歳出改革路線を堅持する中で、成長力の強化、地域の活性化、国民の安全、安心といった課題に十分に配慮して予算の重点化を行っております。

これらの結果、新規国債発行額については、収の伸びが小幅にとどまる中、歳出歳入両面において最大限の努力を払い、二十五兆三千四百八十億円でとどめて四年連続の減額を実現したところでありますが、なお、引き続き特例公債の発行の措置を講ずることが必要な状況となっております。

本法律案は、こうした厳しい財政事情の下、平成二十年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであります。

一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四條第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとするなどの特例措置を定めております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行うほか、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制、国際課税、道路特定財源諸税等について所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、民間が担う公益活動を推進する観点から、公益社団・財団法人等について収益事業課税を適用するほか、公益社団・財団法人が収益事業から公益目的事業の実施のため支出した金額を寄附金の額とみなすなど、新たな法人類型に係る税制上の措置を講ずることとしております。

第二に、法人関係税制について、研究開発投資を促進する観点から、試験研究費の総額に係る税額控除制度と控除可能限度額を別枠とする追加的な税額控除制度の創設等を行うこととしております。

第三に、中小企業関係税制について、一定の特定中小会社に出資した場合に寄附金控除を適用する制度を創設するほか、教育訓練費に係る特別税額控除を教育訓練費が増加しない場合でも総額の一定割合を税額控除できる制度への改組等を行うこととしております。

第四に、金融・証券税制について、金融所得課税の一体化に向け、上場株式等の譲渡益及び配当に係る軽減税率を廃止し、譲渡損失と配当との間の損益通算を導入するとともに、これらを円滑に

実施するため、平成二十一年及び二十二年の二年間の特例措置等を講ずることとしております。

第五に、土地・住宅税制について、土地の売買等に係る登録免許税の特例の適用期限を延長する等の措置を講ずるほか、住宅の省エネ改修促進税制の創設等を行うこととしております。

第六に、国際課税について、いわゆるオフショア勘定で経理された預金等の利子の非課税措置の適用期限を撤廃する等の措置を講ずることとしております。

第七に、道路特定財源諸税について、揮発油税、地方道路税及び自動車重量税の税率の特例措置の適用期限を延長する措置を講ずることとしております。

その他、入国者が輸入するウイスキー等や紙巻きたばこに係る酒税及びたばこ税の税率の特例措置の適用期限を延長するなど、適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等の所要の措置を講ずることとしております。

以上、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。次第であります。

税制改正等の予算関連法案については、国民の安全、安心を確保し、地域を活性化させ、成長力を強化する施策が含まれております。与野党の議員各位におかれましては、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。次第であります。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。大塚耕平君。

(大塚耕平君登壇、拍手)

○大塚耕平君 民主党の大塚耕平です。民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して、総理大臣、関係大臣に質問をさせていただきます。

初めに、所得税法等改正案に関連してお伺いします。

道路特定財源を投入している我が国道路政策は、策定の手順に問題があります。整備計画が起案され、費用以上の便益があると裏付ける費用便益分析が行われ、それを完遂するのに必要な財源を確保する手順となっております。これでは、計画完遂まで財源を投入し続けることになり、この手順を変える必要があります。

社会保障や産業政策など他の政策分野との比較考量の結果、道路に投入できる財源を決め、その財源の範囲内で公正な費用便益分析に基づいた計画を策定するという手順に変更するおつもりはありませんか。

また、他の政策と比較考量するということは、財源は一般財源でなければならないと思いますが、いかがでしょうか。総理にお伺いをいたします。

それでは、現在の手順に従って、整備計画、費用便益分析、財源確保のための道路関連税制について順次お伺いをいたします。

過去十三次にわたる整備計画はすべて期間五年でしたが、今年度からの中期計画は十年です。その理由をお伺いします。

中期計画の前提となる交通量調査は一九九九年のデータを用いています。昨年公表された需要推計があるにもかかわらず、なぜ最新データを用いないのでしょうか。また、最新データを用いると中期計画より予測交通量が大幅に減少することを御存じだったのでしょうか。

中期計画の位置付けについても伺います。現時点では閣議決定されていない中期計画が、国会で議決を要する予算を十年先まで拘束することは、法論的に問題ではないでしょうか。また、今後、中期計画自身が閣議決定されることになれば、単年度主義を掲げる憲法八十六条、財政法第十一條、第十二條に違反していないでしょうか。

次に、費用便益分析について伺います。

費用便益分析の前提には様々な問題があります。耐用年数や計算原価の根拠、物価変動率を加味していないことなど疑問は多岐にわたりますが、一点だけ伺いしておきます。

費用便益算定時の社会的割引率を四％と設定していますが、三月三十一日の財政金融委員会では、五十九兆円は割引率を勘案しない現在の価値と答弁しました。費用便益分析では割引率を勘案し、総支出五十九兆円に対しては割引率を勘案しないのはなぜでしょうか。仮に五十九兆円について割引率を勘案すると、十年後には計算上八十七兆円に膨らむこととなります。国交大臣に事実関係を確認するとともに、総理の所見をお伺いいたします。

道路建設に建設国債等の借入金投入されることを考えますと、財務省の国債管理政策上の想定金利と整合的でなければなりません。財務省は、今後十年間の金利をどの程度と想定していますか。財務大臣にお伺いをいたします。

国交省が、プロジェクトライフの期間設定が困難としているのも驚きです。要するに、費用便益分析は行いが、建設期間、社会資本寿命等を定めることが困難なので全く当てにならないと言っているのと同等であります。どういう意味でしょうか。国交大臣にお伺いをいたします。

私は、すべてを費用便益分析で裏付けることを主張しているわけではありません。むしろ、過疎地の道路や生活道路等、費用便益的には割に合わないものもあります。そういう道路は、費用便益分析とは別に政策判断で造るべきと考えますが、それは地方自治体の判断にゆだねるべきでしょう。申し上げたいのは、恣意的な費用便益分析で不急の高規格道路の建設を正当化するのはやめるべきだということです。総理の所見をお伺いいたします。

次に、財源についてお伺いいたします。

私たちは、所得税法等改正案の内容を道路と道路以外の二つに分け、道路以外については全面的に政府案に歩み寄りました。

総理に伺います。残り半分の道路に関して、全面的に私たちに歩み寄っていただけないでしょうか。法案を二つに分け、半分は野党が政府に歩み寄り、残り半分は政府が野党に歩み寄っていただく、現下の国会情勢における建設的な対応と考えますが、いかがでしょうか。

二〇〇九年度からの一般財源化に言及された総理の御英断には敬意を表します。しかし、そもそも一般財源化は、小泉政権最後のいわゆる骨太二〇〇六に、道路特定財源について、一般財源化を図ることを前提に早急に検討を進め、納税者の理解を得つつ年内に具体案を取りまとめると明記されていきました。本来、二〇〇六年中に結論が出ていたべきものを二〇〇九年度から行うと言っても、大きく踏み込んだことにはならないのではないのでしょうか。

安倍政権下の骨太二〇〇七では、特別会計の実質的歳出の縮減を掲げたものの、道路特定財源については言及がありませんでした。なぜでしょうか。また、特別会計の実質的歳出の定義及び平成十九年度から二十年度にかけての実質的歳出並びにその中に含まれる道路特別会計分の動きを確認させていただきます。

その上で、総理は今後、骨太二〇〇八を策定し、その中に一般財源化を明記するおつもりがあるのか、お伺いします。

累次の骨太の内容はともかくとして、そうした基本方針を総理主導で策定することは、官僚政治からの脱却の一つの手段であることは認めます。自民党の伊吹幹事長は総理の御提案を一つの参考とおっしゃいましたが、三月二十七日の御提案の今後の取扱いについてお伺いをいたします。

仮に与野党合意が四月中に調わない場合、所得税法等改正案を衆議院で再可決するおつもりがある

るかどうかもお伺いいたします。

暫定税率廃止の合意が成立した場合、それに伴う税収減少分を補完することが必要だという前提に立てば、財源を捻出しなければなりません。

そこで、お伺いします。財源はどこにもないのでしょうか。例えば、昨年度までの第十三次中期計画歳出枠三十八兆円の支出実績は三十三兆六千億円であります。余剰分四兆四千億円はどのようにお使いになるのでしょうか。

また、国交省は、独法を含めた五十六法人に年間千八百九十億円を支出し、千二百八十八人分の天下りポストを確保していると聞きます。財務諸表を見ると、多額の積立金、剰余金が存在します。国交省所管の独法、公益法人等が全体で幾つあり、一般会計と特別会計から年間幾ら支出され、これら法人等が保有している内部留保総額について、定義及び具体的な金額をお伺いいたします。国交省所管の特別会計自身の内部留保総額も併せてお伺いいたします。

総務大臣にもお尋ねいたします。地方自治体所管の公営企業、公益法人等のうち、道路建設にかかわるものは幾つあり、それらに対して地方自治体の予算が幾ら支出され、また内部留保総額はお幾らでしょうか。

小泉政権は、特殊法人等の独法化、民営化を行いました。しかし、現実には、独法化、民営化によつて国会への報告義務や責任者の出席義務をなくし、独法に財源を投入している特別会計や独法等の実態が以前よりも不透明になっていると思えますが、総理の所見をお伺いいたします。

今や歴史的名言にもなった塩川元財務大臣の、母屋でおかゆ、離れすぎ焼きの例えになぞらえれば、離れの向こうに独法、公益法人、政府出資の民間会社という別荘を造り、母屋から実態が分からない資産を隠し持っており、それを埋蔵金と呼ぶかどうかは別にして、我々議会の制御が及ばず、放置すると無駄遣いされる可能性がある

財源です。各省は予算配分上の根拠があると主張していますが、財政状況が厳しく、また、さまざまな使道の実態が次々と明るみに出ている以上、一度回収するのが当然の対応と考えますが、いかがでしょうか。

国民に対しては、財政状況が厳しいといつて、政府の判断で年金給付金を切り下げることでできるマクロ経済スライド制度を導入し、今月からは後期高齢者医療保険制度を新設して保険料を更に取り立てながら、別荘に隠されている財源は放置するといった対応は、現下の日本国総理としてバランスを失っていないでしょうか。

全庁の特別会計、独法等関係団体の財務状況を精査し、その実情を国会に報告し、不要不急の内部留保を一括して政府の管理下に置くおつもりはないか、総理にお伺いをいたします。

次に、民営化会社について伺います。

小泉元総理は、道路公団民営化によって不要不急の道路建設の抑止を企図したものと理解しています。ところが、民営化された高速道路事業が中期計画に組み込まれ、中期計画の財源に民営化会社の通行料収入も充てることが想定されているのはなぜでしょうか。現在の姿は小泉改革のねらいと大きく矛盾していると考えますが、総理の所見をお伺いいたします。

さらに、民営化会社と債務返済機構の関係にも重大な問題があります。すなわち、日本高速道路保有・債務返済機構法第十五条と道路整備特別措置法第五十一条によって、高速道路会社が計画、建設した道路と、それに要した債務は、丸ごと債務返済機構に移管できる仕組みになっています。それを財務技術上可能としているのは、高速道路事業等会計規則第七条に登場する仕掛かり道路資産です。民営化会社は、債務返済機構に道路と借金を移管するまで、自らの財務諸表の資産方には仕掛かり道路資産、負債方には借入金等を計上しています。

民営化会社が不採算路線を幾ら造っても、それはやがて、道路と借金を丸ごと返済機構に移管し、借金は、返済機構に投入される道路特定財源、つまり国民の血税で返済される仕組みです。これでは何の改革にもなっていないのではないのでしょうか。

そこで、総理にお伺いいたします。仕掛かり道路資産とは何でしょうか。仕掛かり道路資産については、小泉改革の折に国会で説明されたのでしょうか。仕掛かり道路資産の現在高、今日までに返済機構に移管した額及びこれまでに返済機構に投入された道路特定財源は幾らでしょうか。また、この仕組みを見直すおつもりはあるのでしょうか。

国の予算と地方予算の関係についても質問いたします。

国の予算や税制が成立する前に、それを前提にした地方予算が既に成立している現状には問題があると思います。来年度は、国の予算編成、審議のタイミングを早めるか、あるいは財政法上の国と地方の会計年度をずらすといった改革の必要性について、総理のお考えをお伺いします。

次に、公債発行特例法に関連してお伺いいたします。

新規国債発行額が減少傾向にあることは評価したいと思いますが、日本経済の基本的問題は改善の気配が見られませんが、公債発行に毎年依存して財政出動を行い、異常とも言える超低金利政策を続けても、成長率も株価も低迷しています。その原因について総理の御認識をお伺いいたします。また、原因の一つには、財政出動が経済効果の薄い道路建設に集中し、産業投資が手薄になり、不要不急の高規格道路を造ることでストローク現象が発生し、地方や地域の経済をむしろ疲弊させているという御認識はありませんか。総理にお伺いいたします。

私たちと政府の立場の違いは、無駄遣いの程度

についての認識と道路を特別扱いする必要性の有無についてであります。

私たちは、社会保障や教育なども含め、公正かつ適切な優先順位付けを行い、議会の制御の及ばない不公正、不適切な隠し財源は有効活用すべきだという立場です。

経済大国と思ひ込み、その成功体験に根差したこれまでのシステムに固執しているうちに、世界は急激なスピードで変化し、日本はまた鎖国するのかとゆやされる始末です。言わば、これまでの仕組みをまさしく抜本的に見直し、第二の開国と言え大転換が必要な時期にきています。

私たちは、この所得税法等改正案と上程されている道路整備財源特例法改正案によって、向こう十年間、五十九兆円の財源を道路建設だけに固定することは、時代に合わなくなったシステムを温存し、無駄遣いと流用を助長し、日本をますます衰退させてしまうと懸念をしております。

どちらの主張が的を得ているかは、明治維新の開国の折、時の明治天皇がおっしゃったように、広く会議を興し、万機公論に決すべしという対応が必要な局面にあります。

国破れて山河ありならぬ国破れて道路ありという事態にならないように、参議院で議論を尽くし、万機公論に決すべしと総理に申し上げます。

小泉元総理は、改革なくして成長なしという歯切の悪いキャッチフレーズを、一時期多くの国民を魅了しました。天才的です。しかし、言葉足らずだったと言えましよう。正しくは、無駄遣い一掃、歳出改革なくして成長なし、政府の改革なくして日本の成長なし、そして、道路特定財源による道路建設の見直しこそが歳出改革の本丸であることを申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田康夫登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(福田康夫) 大塚耕平議員にお答えをいたします。

道路政策の策定手順についてのお尋ねがまずございました。

道路政策については、財源ありきでなく、客観的かつ厳格な評価により必要な道路を見極め、その整備を計画的に進めていくべきと認識しております。毎年度の道路予算については、財政状況や他の政策の必要性等も踏まえた上、決定されるものであり、先般の新たな提案では、道路特定財源制度は今年の税制基本改正時に廃止し、二十一年度から一般財源化するとの考え方を示したものでございます。

中期計画の計画期間についてのお尋ねがございました。

中期計画の素案の作成に当たり、二十一世紀を見据えた日本の国土建設という中長期的な視点等の観点から、計画期間を十年といたしました。先般お示しした新たな提案では、これまでの国会審議における野党の意見を受け止め、計画期間を五年として新たに策定することとしたところでございます。

中期計画のデータ、予測交通量についてのお尋ねがございました。

中期計画の作成に併せて参考を実施した高規格幹線道路の未供用区間における点検では、その時点で活用可能な平成十一年の道路交通センサスを基に行った交通需要推計を用いたものであります。一方、平成十七年のセンサスでは交通量が減少傾向にあることは承知しており、将来の交通需要の変動に備えるため、費用対便益計算の基準を一・二に引き上げて検証を行ったところであります。

いずれにせよ、新たな人口推計を踏まえて、今年秋までに作業が完了する交通需要推計など最新のデータ等を用い、評価手法も第三者の意見を聞いて見直した上で、改めて点検を行ってまいります。

中期計画の事業量と単年度主義との関係につい

とお尋ねがございました。

道路の中期計画は中長期的な目標と必要な事業量を内容とするものでありますが、個別の事業箇所を特定しないことから、毎年度の予算を縛ることにはなりません。毎年度の道路予算は、財政状況や道路整備状況等を踏まえ、国会の議決を経て決定されるものであり、中期計画を閣議決定すること憲法に定める単年度主義に反するものではありません。

五十九兆円と割引率の関係についてお尋ねがございました。

個別事業の費用便益分析においては、評価期間が四十年以上と長期にわたり、発生時期が異なる費用と便益を比較する必要があることから、基準年の現在価値に置き換えて分析を行っておりますが、今回の中期計画案においては、計画期間が五から十年程度の他の計画と同様に割引率を用いております。

道路事業の費用便益分析についてお尋ねがございました。

高規格幹線道路を始めとする道路事業の評価に当たって、客観性を向上させていくことは重要な課題と認識しております。費用便益分析を含む道路事業の評価手法については今国会でも様々な御意見をいただいております。今年の秋の最新データに基づく交通需要推計に併せて経済学や工学等の専門家である第三者の知見を取り入れて事業評価手法の見直しを行い、改めて高規格幹線道路の点検を行ってまいります。

次に、道路特定財源について歩み寄るべきとお尋ねがありました。

道路特定財源につきましては、野党との協議を前進させることが必要との強い思いから、国会審議の中で野党の御意見等を踏まえ、その改革について新たな提案をお示ししたところであり、今後は、参議院及び与野党間で真摯な議論が行われ、一刻も早く結論が出されるよう、強く期待いたします。

たしております。

二十一年度から一般財源化との提案についてお尋ねがございました。

骨太二〇〇六で、一般財源化を図ることを前提に、納税者の理解を得つつ、年内に具体案を取りまとめることとされたことを踏まえ、二〇〇六年十二月に具体案が閣議決定されました。これを具体化する関連法案が今国会に提出され、衆議院の可決後、参議院に送付されております。今般の提案は、これまでの国会審議で野党の皆さんからいただいた意見を受け止めて、大きく踏み込んで、野党の皆さんにも受け入れられる案をお示ししたものでございます。

骨太方針二〇〇七に道路特定財源についての言及がなかった理由についてお尋ねがありました。

道路特定財源については、骨太方針二〇〇六に掲げた平成十八年中に具体案を取りまとめるの方針に沿って、平成十八年十二月八日に道路特定財源の見直しに関する具体案を閣議決定し、措置すべき内容とスケジュールを具体的に示したため、骨太方針二〇〇七で改めて言及することは行わなかったと承知しております。

特別会計の歳出についてお尋ねがございました。

平成二十年予算における特別会計の歳出総額から会計間の重複計上分等を控除し、さらに国債償還費等や社会保障給付といった特別会計改革とは別途議論すべきものを除外した事務事業にかかわる歳出は十一・二兆円となります。

特別会計については、無駄遣いの排除の観点等から改革に取り組んでおり、平成二十年度は十九年度の十一・六兆円から約〇・三兆円マイナスの削減をいたしました。このうち社会資本整備事業特別会計道路整備勘定、旧道路整備特別会計の歳出は、平成十九年度の約三兆四千五百億円が平成二十年年度の約三兆四千四百億円と、約百億円の削減となっております。

骨太二〇〇八に一般財源化を明記するつもりがあるのかについてお尋ねがございました。

骨太二〇〇八については、今後、経済財政諮問会議において議論が行われていくものであります。道路特定財源の一般財源化についても盛り込むことを検討してまいります。

道路関係法案、税制の取扱いの提案についてお尋ねがございました。

御指摘の提案は、野党との協議を前進させることが必要との強い思いから、国民、野党の御意見も踏まえてお示したものであり、今後の具体的な取扱いについては与野党間の協議の状況等を踏まえて検討していくこととなります。協議の過程で建設的な提案があり、与野党が合意に至ることができるとを期待いたしております。

所得税法等改正案の再可決についてお尋ねがありました。

法案の再可決は国会における議案の取扱いの話であり、また、与野党間の協議の決裂を前提とした仮定の話を申し上げることは適当でないと考えます。全国の地方公共団体も、参議院がその意思を一刻も早く示されることを望んでおられるところでございます。政府としても、一日も早い法案の成立に向けて全力を尽くします。

暫定税率廃止を伴う財源についてのお尋ねがございました。

暫定税率の廃止によって、国、地方を合わせて消費税の約一％に相当する約二・六兆円の財源が失われ、これをすべて補完する財源を捻出することとは困難であります。なお、平成十五年度から五年間の事業量として閣議決定した三十八兆円は計画額であり、実績との差額は余っているわけではございません。

次に、国交省所管の独立行政法人及び公益法人特別会計についてのお尋ねがございました。

平成十八年十月一日時点で国土交通省所管の独立行政法人は十九法人、公益法人は千五百五十三法

人です。これら法人への支出額については、国全体で所管独立行政法人に対しては一般会計で三千六十六億円、特別会計で千七百三十三億円となっております。所管公益法人については、直ちにそのすべてを明らかにすることはできませんが、国土交通省からの支出額は千八百六十九億円となっております。

内部留保額に関しては、所管独立行政法人の平成十八年度財務諸表の貸借対照表中の利益剰余金及び繰越欠損金の合計額は一兆五千七百六十一億円となっております。所管公益法人については、平成十七年度においてマイナス二千五百五十六億円となっております。また、国交省所管の特別会計については、御指摘のような内部留保に相当するものはないものと考えております。

特殊法人等の独法化、民営化についてお尋ねがございました。

特殊法人については、従来から業務運営の在り方等について不透明である等との問題点が指摘されてきたことから独立行政法人化や民営化を行いました。独立行政法人については、第三者による事後評価、財務諸表や事業報告書を始めとする業務、財務、運営に関する広範な情報の開示などにより業務の透明性を確保することとしています。また、民営化された法人については、民間会社として企業的な運営の仕組みを通じ、情報開示がなされております。したがって、特殊法人等改革により、独立行政法人や独立行政法人に資金手当てを行っている特別会計に関する実態が不透明になったとは考えておりませんが、引き続き適切に情報開示を行っていくことが重要であると考えております。

特別会計等の内部留保についてお尋ねがございました。

特別会計や独立行政法人等の資産は財務諸表等で明らかにされており、実態の分からない資産を隠し持っているとの指摘は当たらないと考えております。

ります。特別会計の積立金等は、その約八割が年金等の将来給付に充てるためであるなど、それぞれば必要な目的に沿って積み立てられております。一方で、厳しい財政状況にかんがみ、国債残高の圧縮に充てる等、財政健全化に貢献しております。

独立行政法人については、六千億円を超える土地、建物の処分、国庫返納を行うとともに、不要資産の国庫返納に関するルールを策定します。また、公益法人についても、過大な内部留保の適正化の視点も含め、今後、特に行政と密接な関係にあるものに着目し、集中点検の実施を指示しました。

今後とも、財政健全化に向け、徹底した無駄の排除など、できる限りの努力をまいります。中期計画の財源及び民営化の趣旨との関係についてお尋ねがございました。

有料道路は、一般道路と連結してネットワークを形成していることから中期計画の事業量に含まれていますが、すべて何が何でも整備するというものではありません。道路公団等の民営化の考え方は、高速道路建設の債務を確実に返済する一方、厳格かつ客観的な事業評価によって必要と判断される道路を整備することとしたもので、現在の考え方と何ら矛盾いたしません。

高速道路会社と債務返済機構との関係についてお尋ねがございました。

高速道路会社が行う高速道路の建設、管理に要する費用は、基本的には国費に依存せず料金収入で賄う仕組みとしており、民営化後四十五年以内に償還することを法定化しております。なお、首都高速道路会社等の他の三社については、建設資金コストを下げる等の理由により必要最低限の機構への出資を行っております。

仕掛かり道路資産についてお尋ねがございました。仕掛かり道路資産とは、いまだ供用前の高速道路

路で機構への引渡しがなされていないものであり、仕掛かり道路資産も当然に将来償還すべき債務として扱っている民営化の枠組みは、全体として国会の議決を経たところであります。

また、平成十八年度決算における高速道路会社六社の仕掛かり道路資産の合計は約一兆五千四百億円、平成十八年度末までに会社から機構へ承継された資産の額は約二千七百六十億円、機構に対し国からの出資金として拠出された道路特定財源の額は約千二百二十億円であります。

なお、現在まで民営化の枠組みに基づく高速道路の整備や債務の返済は順調に推移しており、見直しは考えておりません。

国と地方の予算編成の時期等についてお尋ねがございました。

政府としては例年、各年度の予算案を前年十二月末までに閣議決定し、一月召集の常会で御審議いただいておりますが、予算案は当該年度の経済、社会の状況を的確に反映した適切な内容でなければならず、現行より日程を早めることは困難と考えております。

また、国と地方の会計年度を不統一にすることについては、国、地方を通じた経済、財政の一体的な把握を困難とするともに、地方で行う事業に対する補助金等が当該年度の国の予算で一部しか手当てされず、事業計画が立てづらくなるなどの不都合が想定し得ることから、難しいと考えております。

次に、株価など我が国経済の現状と道路建設の地方経済への影響についてお尋ねがございました。

我が国の景気は、息の長い回復が続けてきましたが、このところ回復は足踏み状態にあり、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の減速や株式、為替市場の変動、原油価格の動向等から、景気の下振れリスクが高まっていることに留意する必要があります。

また、高規格幹線道路の整備は、時間短縮効果などにより交通圏域を拡大させる効果があります。その結果、ストロー現象が発生するとの指摘がある反面、それぞれの地域においては人流や物流を活性化し、地域経済の活性化を支える効果があると認識されております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣額賀福志郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(額賀福志郎君) 大塚議員にお答えをいたします。

国債管理政策上の今後十年間の想定金利についてお尋ねがございました。

国債管理政策は、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制、すなわち金利変動リスク等のリスクの抑制と資金調達コストの最小化を基本的な目標として実施しているものであります。

長期金利については、景気、物価の動向、財政政策等複合的な要因によりまして変動するものであり、あらかじめ確定的に見込めるものではないと思っております。

したがって、国債管理政策上、将来の想定金利は特に設定しておりませんが、他方で、将来の金利変動リスク及びその平均的な利払いコストについてコストアットリスク分析を行い、国債管理政策に活用しております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣冬柴鐵三君登壇、拍手〕
○国務大臣(冬柴鐵三君) 大塚議員にお答えを申し上げます。

五十九兆円と割引率の関係についてお尋ねがございました。

個別事業の費用便益分析におきましては、社会的割引率として四％を適用していますが、これは、評価期間が四十年以上の長期にわたること、発生時期の異なる費用や便益を比較する必要がある

ことから、基準年における現在価値に置き換えているものでございます。

一方、中期計画素案にお示ししている五十九兆円につきましては、御指摘のとおり、現在価値に置き換えるための社会的割引率は用いておりません。これは、計画期間が五年から十年程度の過去に策定された計画と同様の扱いになっており、割引率を用いずに計画策定時点での事業量を算定しているものでございます。

道路事業のプロジェクトライフの期間設定についてお尋ねがございました。

道路は長期にわたる供用が可能となるよう適切に管理を行うこととしており、通常、供用の廃止時期を設定して建設してはおりません。このため、道路事業の費用便益分析に当たっては、建設期間は各事業ごとに設定しており、また供用後の評価期間については、構造物の耐用年数を勘案するとともに、社会的割引率を考慮すれば、供用後四十年目以降の便益と費用は非常に小さくなることなどから、一律四十年に設定しているわけでございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣増田寛也君登壇、拍手〕
○国務大臣(増田寛也君) 大塚議員より、地方公共団体の道路建設にかかわる公営企業等についてお尋ねがございました。

平成十八年度において公営企業として有料道路事業を実施している地方公共団体は四団体であります。平成十八年度においてこれらの特別会計に対して一般会計等から行われました支出は、九億三千七百万円の貸付のみとなっております。また、これらの特別会計においては、お尋ねの内部留保といった考え方の財務分析は行っておりませんが、過去からの収支の累積を示す実質収支の額は四団体合計で一千八百万円の黒字となっております。

次に、地方公共団体所管の公益法人等のうち、

道路建設に係るものとして地方道路公社の状況についてお答えを申し上げます。

地方道路公社は平成十八年度末現在で四十二団体が設立されており、これらの平成十八年度決算における経常収支のうち、地方公共団体からの補助金及び委託料による収入は百三十一億円でございます。また、お尋ねの内部留保といった考え方で分析は行っておりませんが、公社の実質的な資金の過不足の状況を貸借対照表の流動資産と流動負債の差額で見ますと、その合計額は流動負債が流動資産を二百六十八億円上回る状況となっております。

以上であります。(拍手)

○議長(江田五月君) 椎名一保君。

(椎名一保君登壇、拍手)

○椎名一保君 私、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、たゞいま議題となりました平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案に関しまして、総理並びに関係大臣に質問いたします。

最初に、これらの法案の審議が衆議院送付から一月以上たつて開始される今、これまでの参議院における状況について、第一党である民主党の対応がいかに理不尽なものであったか、経緯を含めて申し上げた上で、質問に入りたいと思います。皆様御承知のとおり、歳入法案については、一月三十日の両院議長のおつせんによる与野党各党の合意により、徹底した審議を行った上で年度内に一定の結論を得るものとされたところであります。これを受け、我々与党は、法案の年度内成立を目指すため、定例会以外の審議や夜なべ審議も辞さないとの決意で取り組んでまいりました。

しかるに、法案は二月二十九日に参議院に送付された後、我々与党からの一か月にわたる再三の審議要請にもかかわらず、民主党は一度も審議に

応じることなく、その結果、年度末までに本院として意思が示せない異常な事態に陥りました。

民主党は、予算審議がある程度進まない限り各委員会での審議には応じないとの方針でした。このため、与党は、三月三日の参議院予算委員会理事懇話から予算委員会の早期開催に向けた要請を行うとともに、野党に出席呼びかけを行いました。しかし、予算委員会の基本的質疑が開始されたのは三月十三日でありました。

また、三月十八日の参議院での各委員会における所信聴取に際しても、財政金融委員会については、民主党の反対により三月十八日には行えず、一週間後の三月二十五日となりました。

さらに、三月二十六日、財政金融委員長に対し、私を含め与党委員から、参議院規則に基づく委員会開会要求書を政府案審議のために提出いたしました。この要求は残念ながら受け入れられませんでした。

他方、民主党提出の税制改正等の三法案については、三月二十六日、財政金融委員会に付託されましたが、いまだ審議が行われておらず、議長にも審議入りをお願いしましたが、実現しておりません。

民主党は、閣法と同時に議員立法を審議すべきとしながら、その閣法の審議に入らないのであり、こうした対応は、民主党が自ら提案した法案を審議拒否するという常軌を逸した行動をしていると断ぜざるを得ません。

そもそも、この民主党の議員立法は、衆議院で可決された政府提出の税制改正法等を三つに分割し、実態は政府案の修正にほかなりません。政府案をたなざらしにし、自分たちの議員立法のみを先に審議、採決しようというのが民主党の意図に思われますが、いざ審議をする段階において、その審議に応じないという不可解極まりない理不尽な行動を取られました。

総理は、今回の問題の国会における審議状況、

そして民主党の対応姿勢などに関してどのような感想をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

福田総理は、三月二十七日に、国民生活を第一に考え、民主党の意向を踏まえて最終的な提案をされました。道路特定財源を今年度の税制の抜本改正で廃止し、来年度から一般財源化するという画期的な内容でありました。しかし、民主党は、今年度からの道路特定財源の一般財源化という主張を譲らず、歩み寄れなかつたのは極めて遺憾であり、責任ある立場にあることを自覚していないと言わざるを得ません。

民主党は、今年度からの一般財源化を本当に実現できると考えていたのでしょうか。地方を含めた予算対応の問題や国民生活の混乱を招くのみならず、時間的にも実現不可能でありました。民主党は、参議院で第一党としての判断をすべきであり、政局を念頭に置き、衆議院を解散に追い込むことだけを目的とした、あるまじき行動を取ってしまったと言わざるを得ません。

さて、民主党の道路問題に関する考えには、以下述べるように多くの問題があり、一刻も早く閣法を成立させねばなりません。

例えば、暫定税率分がなくなれば、国は一・七兆円、地方は〇・九兆円の財源が失われますが、さらに国は地方へ補助金、交付金として一・二兆円を拠出しており、約四千億しか残りません。現在の国道の除雪や維持管理費が約四千億円ですから、それ以外の例えば新規事業や継続事業のみならず、過去に契約した工事の支払も全面的に止まってしまいます。地方でも、暫定税率分がなくなれば、道路の整備拡充を図ろうとすると、どうしても福祉や教育など重要な住民サービスの縮減を余儀なくされることとなります。

政府としては、こうした国や地方の財政悪化からくる影響を軽減するため、新年度入りとともにできる限りの手当てをされると聞いています。実際に起こったこの異常事態に際し、今後、国民生

活や経済取引の混乱を最小限に食い止めるべく努力をするのも政府・与党の大きな責任であると考えます。混乱回避のため、具体的にどのような財政的な措置を講じる予定であるのか、財務大臣と総務大臣にお伺いします。

民主党案では二・六兆円の代替財源が明確に示されておりません。株式譲渡益課税の強化などには言及されていますが、結局、国民に増税を強いる面があり、最終的には赤字国債増発によって財政事情が更に悪化することになり、財政規律の緩みにつながるいいかげんな内容であります。財務大臣は、二・六兆円もの財源が不足した場合、どのような財源手当ての方法があるとお考えでしょうか、御認識を伺います。

そして、国際的な日本の評価についても影響が出るのではないかと懸念されます。総理が指摘されているように、環境問題を議論するサミットを控えた日本にあつて、二十五円ものガソリン価格の引下げは我が国が環境立国にふさわしいのか、先進諸国の間で疑問が投げかけられることになりかねません。

さらには、民主党は、今回のガソリン税の引下げにより景気刺激の効果があると言っています。確かに、ガソリン値下げの減税的な効果により個人消費につながる可能性はあるでしょうが、一方では二・六兆円の公共事業が削減され、また現実に予算の執行ができなくなり、混乱が生じております。

政府としては、今回のガソリン値下げのプラス、マイナスの影響をどのように定量的に判断されているのでしょうか。また、何より政治の混乱が経済にどう影響するのか、経済財政担当大臣の御認識を伺います。

政府提出の税制改正法案等は、国民の安全、安心を確保し、地域を活性化させ、成長力を強化する施策が含まれている重要な法案であります。

三月三十一日、いわゆるつなぎ法案の成立によ

り、道路特定財源以外の日切れ税制措置については四月以降二か月間は従来と同様の措置を講ずることとなりましたが、ガソリン関係の税制改正法案等については本院で年度末までに議決することができませんでした。

このため、国民の皆様や地方自治体の関係者に多大な御迷惑をお掛けすることになったことについては大変遺憾であります。また、参議院として意思を示せなかったことについて自戒するとともに、あつせんされた議長を始め、それに同意した我々参議院全体が国民の皆様におわびを申し上げなければならぬと思います。

最後になりますが、政府提出の税制改正法案等の歳入関連法案の一日も早い成立が是非とも必要だと考えますので、改めて総理の決意をお聞かせ願います。

そして、政府においては、国民への説明をしっかりと行っていた上で、国民生活の混乱を最小限のものとす政策努力を要請して、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣福田康夫君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(福田康夫君) 二問、椎名議員からちようだいいたしました。

税制改正法案等をめぐる国会審議の状況、民主党の対応姿勢への感想及び法案成立に向けた決意についてのお尋ねでございます。まとめてお答えいたします。

税制改正法案等の歳入関連法案については、両院議長のおつせんにもかかわらず、参議院で一か月間一度も審議が行われないまま年度末を迎え、誠に残念であります。これらの歳入関連法案は、国民の安全、安心を確保し、地域を活性化させ、成長力を強化するものであり、四月一日以降、暫定税率の失効に伴う財政への影響、とりわけ地方財政への影響を最小限にとどめるため、一日も早い成立が是非とも必要であります。

私は、去る三月二十七日に、野党との協議を前

進させることが必要という強い思いから、道路特定財源の一般財源化等についての考え方を示しました。今後、民主党を始め野党におかれては、国民生活や経済取引の安定に責任を持って対応する観点から、一刻も早く法案の成立に向け御努力いただくことを期待いたします。(拍手)

〔国務大臣額賀福志郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(額賀福志郎君) 椎名議員にお答えをいたします。

揮発油税等の暫定税率の失効による混乱回避のための財政措置についてお尋ねがありました。

揮発油税等の暫定税率の失効に伴って生ずる国民生活や経済取引に与える影響については、最小限に抑えるべく、関係省庁と連携しながら万全の措置をとっておるところであります。

具体的には、道路予算については、法律成立前においても、支払期限のある債務や維持管理等については例年どおり執行することにしております。また、ガソリンスタンドについては、混乱を回避し、消費者へのガソリン等の安定供給を確保するため、資金繰り支援等を実施することにしております。地方の減収につきましても、各地方団体の財政運営に支障がないよう、国の責任において適切な財源措置を講ずることとしております。

次に、暫定税率切れに伴う財源手当ての方法についてお尋ねがありました。

道路特定財源諸税の暫定税率を維持できなければ、平成二十年度予算において、国、地方合わせて二・六兆円の歳入不足が生じることになります。これを補うためには、道路予算やその他の予算を減らすか、公債を増発するか、いずれかによらざるを得ません。

しかしながら、道路予算の削減で対応する場合、地方への交付金等を維持するならば、国の直接事業について維持管理以外のすべての建設事業を凍結せざるを得ません。その他の予算を削減す

る場合は、行政サービスを下低させることになり、また、公債を増発すれば、将来世代に更なる負担を掛けることになります。このため、いずれの対応も極めて困難であると考えられるものであります。

政府といたしましては、このような事態を招かないためにも暫定税率の維持が是非とも必要であると考えます。(拍手)

〔国務大臣増田寛也君登壇、拍手〕
○国務大臣(増田寛也君) 椎名議員より、暫定税率の失効による地方財政の悪化を軽減するための財政的な措置についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、暫定税率が失効したままとなれば、地方税、地方譲与税だけで年間九千億円もの地方財源が失われ、道路整備はもとより様々な行政サービス提供に重大な支障が生じかねません。暫定税率の失効に伴う地方の減収につきましても、各地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において適切な財源措置を講じる必要があると考えております。

具体的対策につきましては、暫定税率の失効による影響額、補助・直轄事業の取扱い等を見極め、今後検討をいたしてまいります。その際、地方の御意見にも十分配慮してまいります。

以上です。(拍手)

〔国務大臣大田弘子君登壇、拍手〕
○国務大臣(大田弘子君) 椎名議員の御質問にお答えいたします。

今回のガソリン税引下げのプラス、マイナスの影響及び政治の混乱が経済に与える影響についてお尋ねがございました。

暫定税率期限切れの影響を内閣府の経済財政モデルで取り扱える範囲で考えたとすれば、同じ額の減税と公共投資削減を実施した場合の実質GDPに与える影響について考えることとなります。公共投資や所得税額が一兆円変化したときに実質GDPが何兆円変化するかを乗数効果と呼んで

おりますが、内閣府のモデルの乗数によれば、初年度において、公共投資を一兆円削減すれば実質GDPは同じ一兆円程度減少いたします。所得税を一兆円減税すれば実質GDPは〇・六兆円程度増加いたします。したがって、これらを同時に行えば、実質GDPは〇・四兆円程度減少することになります。

仮に二・六兆円の公共投資削減と同額の所得税減税を同時に実施した場合には、初年度の実質GDPを一兆円程度押し下げることとなります。

暫定税率期限切れ後の状況を見ますと、減税に対して直ちに価格を引き下げることができるとガソリンスタンドとそうでないところが混在するなど様々な影響が出ております。また、地方自治体予算執行の一部停止に追い込まれるなど幅広い影響が見られます。

これらの影響が地方経済や企業、消費者のマイ

ンドにどのような形で影響が出てくるかについては、企業収益への影響、収収減による影響などを含めもう少し詳しく状況を見ていく必要があると考えております。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第二 国務大臣の報告に関する件(平成二十年度地方財政計画について) 日程第三 地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、平成二十年地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、基本方針二〇〇六及び基本方針二〇〇七に沿って、歳出全般にわたる見直しを行い、その抑制に努めております。一方、喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的、主体的な地域活性化施策の充実等に要する財源を確保するため、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用して、歳出の特別枠である地方再生対策費を創設するとともに、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を増額して確保することを基本としております。

また、引き続き生ずる財源不足については適切な補てん措置を講ずることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにしております。

以上の方針の下に平成二十年地方財政計画を策定しました結果、歳入歳出の規模は八十三兆四千十四億円となり、前年度に比べ二千七百五十三億円の増となっております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の改正を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととしております。

次に、地方法人特別税等に関する暫定措置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地

方税法の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成二十年地方交付税の総額につきましては、十五兆四千六百一十億円を確保するとともに、単位費用の改正を行うほか、当分の間の措置として地方再生対策費を創設し、あわせて、減収補てん特別交付金の創設を行うため関係法律を改正することとしております。

以上が地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) たいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。那谷屋正義君。

(那谷屋正義君登壇、拍手)

○那谷屋正義君 民主党の那谷屋正義です。

私は、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表いたしました。ただいま議題となりました地方税法等関連三法案に対し、福田内閣総理大臣並びに増田総務大臣に質問をいたします。

その前に、地方税法等のこの議題につきましては大変国民の関心が深く、総理の考えをしっかりと聞きたいという、そういう状況の中で、是非、早速をなさらないで最後までお答えいただけよう、よろしく願っています。

過ぎ去った弥生三月は別れの季節でもあります。だからでしょうか、三月は、新たな出会い、旅立ちへの思いに胸を膨らませた夢見月とも称されてきました。

夢多かるべきこの時期、国政を覆う現状はどう

でしょうか。政府・与党は、無為の日々をただ重ねるだけで年度末を終えることになりました。異なる民意を反映した両院の在り方を無視するかのよう、国民不在の予算案等の強行採決、無理無体の日銀総裁にかかわる同意人事の提案、さらには消えた年金の公約違反問題等々、福田内閣はおとんとさまに顔向けのできる政治の対極にあるものとして暴走へのアクセルを吹きつけてきました。国民は、この一か月余り、ささやかな夢を見ることすら打ち砕かれてきたのです。

以下、総理にお尋ねいたします。

暮らして経済に大きな影響を及ぼす道路特定財源についてお尋ねいたします。

四月一日から道路特定財源の暫定税率が切れ、ガソリンの値下げが実現しました。このガソリン値下げは、経済無策を続ける政府・与党に代わって民主党などが実現した二兆六千億円の減税、国民本意の景気対策です。逆転参議院の正常な作用がまた一つ結実したことになりました。

ただし、言うまでもなく、この値下がりとの表現は便宜上、通りが良いものとして使っているだけであり、利権培養のために国民にツケ回しされてきた、つまりは腐敗の温床となってきた上乗せ分としての暫定税率が、やつとあるべき負担水準に戻ったというにすぎません。ガソリンスタンド等の皆さんには御心配をお掛けする結果になったことは心苦しい限りであります。

大変だ、大混乱だと、今回の暫定税率のみならず、昨年の秋にはインド洋での給油をしなければならぬ、マスコミを利用して国民の不安をあおる総理はまるでオオカミ少年のようであり、国民はだれを信用すればいいのでしょうか。

また、政府・与党のしり馬に乗って大混乱になると吹聴するやからは、道路特定財源と一蓮託生の関係にある暫定税率が国民の享受するべき権利さえも侵害してきた事の重大性にこそ気付く必要

があります。

この道理からしても、去る三月三十一日の総理の国民へのお呼びかけは甚だしい考え違い、思い違いをしていると断ぜざるを得ません。

第一に、総理は今回の事態で地方自治体に迷惑を掛けると言い、それがあたかも民主党の責任であるかのように仕向けられましたが、言いがかりは困ります。民主党は、国の直轄事業の地方負担金を廃止し、国からの道路整備臨時交付金の額を維持するための法改正をするなどして、地方の減収分の財源確保にもめどを付けた法案も提出してきました。地方に迷惑が掛かるとしたら、それは政府・与党が民主党案に聞く耳を持たなかったからではありませんか。

第二に、暫定税率の廃止は地球温暖化対策に逆行すると言っています。しかし、ガソリンはこの一年間で二十五円以上値上がりしています。二十五円下がったからといってガソリンの消費が急激に伸びることはありません。福田総理が洞爺湖サミットに出席されるかどうか分かりませんが、あなたは暫定税率を維持して道路を造り続けることが地球温暖化対策だとG8国に説明されるのですか。

第三に、総理は、参議院で一度も審議が行われないまま税制関連法案が成立しなかったことを異常な事態と呼び、それを民主党の責めに帰しています。しかし、すべての発端は、政府・与党が衆議院で強行採決を繰り返した、議長あつせんを踏みにじったことにあります。参議院でも、政府・与党はみなし否決によって衆議院で再可決するそぶり、最後までも捨てませんでした。国会審議の前提は信頼関係にあります。政府・与党はまずこの点を謝罪すべきです。いかがですか。

ところで、総理は二〇〇九年度から道路特定財源一般財源化を表明していますが、政府・与党内はばらばらです。いつそれを閣議決定なさるのですか。また、二〇〇九年度からの一般財源化とは

どういう意味ですか。いつまでに完了するのか、部分的な一般財源化なのか、全面的な一般財源化なのか、お答えください。言っておきますが、それは協議しきようでは駄目です。政府又は自民党としての考え方も示さずに協議を呼びかけても、国民の目にはいつもの時間稼ぎとしか映りません。

総理は、混乱を一日も早く払拭するため全力を尽くす云々などとおっしゃっていますが、これは本法案が参議院で成立しない場合には衆議院で再可決するという意味ですか、明確にお答えください。その下心を秘めたものであるならば、国民には二兆円以上の増税を押し付け、かつ参議院での議論は無用と言いつつ放つようなものです。参議院の権威を傷つけるにもほどがあります。この思い、憤り、本院所属の各会派に共通するものであることをしっかりと受け止めていただきたいと存じます。

以上、六点到り、誠実な答弁を求めます。次に、喫緊の課題たるべき地方交付税の法定率引上げについて伺います。

現在、国と同様に、地方財政も危機的状況にあります。その大きな要因には、バブル経済崩壊後において、本来、国の任務であるべき景気対策に地方も強引に引きずり込まれたことがあります。地方にも景気対策を担わせる理由としてよく持ち出されるのが、国と地方は車の両輪であるという考え方です。この名言は、福田総理のお父上である福田赳夫大蔵大臣が発したものであり、東京オリンピック後の景気の息切れを克服するために、旧来、厳守されてきた均衡財政主義を転換し、国債発行に踏み切るとの決意の表れでもありました。それまで旧大蔵省は、国は国、地方は地方と区分けしていたのですが、福田大臣の決断により、国が窮地に陥ったときには地方も協力することになりました。忘れてならないのは、その際に、地方交付税の

法定率を二九・五%から三二%に引き上げ、国の果たすべき責任も明確にしたことです。地方を景気対策に巻き込んだのも、地方公共団体の要求する法定率引上げを断行したのも、福田大蔵大臣であつたわけです。

このような経緯から、不況のたびに地方の出番も強いられる景気対策が展開されてきたのです。特に、九〇年代には総額百兆円を超える景気対策を国が策定し、三十兆円もの公共投資と定率減税にかかわる地方枠が、文字どおり有無を言わせぬ形で用意されてしまったと言えます。この結果、地方財政に占める公債費、すなわち債務の返済と利子負担は、約二倍にまで急膨脹することになりました。

国が押し付けた経済対策によって、肝心の住民生活を守るための政策的経費が抑制される本末転倒の構図ができてしまったことは一目瞭然です。少なくとも、国の本務である景気対策のたびに積み上がったこの三十兆円の借金に関して、地方にも責任があるかのような言説は、実態論からしても不見識のそりを免れないものであります。お父上の大英断に学び、地方交付税の法定率引上げこそが総理に最もふさわしい選択になると確信するところであり、答弁をお願いいたします。

昨年度の参議院選挙前に唐突に提案されたふるさと納税構想について、その当初から私は総務委員会でも厳しく批判してきました。

主な理由は二つあります。一つは、財政苦境に陥る地方団体間で、より貧しいのはどちらかというような不幸極まる財源の分捕り合いに道を開く大きな矛盾を内包すること、いま一つは、地方交付税そのものが、地方から出てきて東京等の大都市圏で働く人々が生み出す税収を地方に仕送りする機能を持つていることからであります。今ある交付税制度自体がゆがみを生まない形でのふるさと納税の理念を、より正当な形で反映した仕組みと言えるのであります。

古代ギリシャの大哲学者であるあのプラトンですら、より良き故郷に対する魂の郷愁と表白せざるを得ないほど、人々のふるさとへの思いはまさに時代を超えた普遍性を持ちます。かかるふるさとへの情理にこたえたとの一大難物に福田内閣として本堂に向き合う覚悟がなければ、小泉改革が何の根拠もなく三兆円、地方交付税を引上げた地財ショック分の適正な水準への還元という基礎を固めた上で、ふるさとという尺度を重視した地方交付税制度の再構築へと踏み出すべきです。納得できる答弁を求めます。

次に、増田大臣にお尋ねいたします。

現下の地方格差を是正するという名目のために、政府案にある地方法人特別税のごとき、地方税源が利用されねばならない理由は全く見出せないものであります。なぜなら、地方格差の根源は税収格差にあるのではなく、小泉改革が乏しい税収を補う地方交付税を切り刻んだことにこそ由来するからであります。この結果、条件不利地域の自治体は財政的に立ち行かなくなってしまうのであります。

地方格差の正しい解決のためには、これらの起因からすれば当然ですが、交付税に充てる国税の法定率分を引き上げ、その総額を積み増すことが最善の道になります。にもかかわらず、福田内閣においても国は他人の懐に手を突っ込んで、つまりは他人の金である地方税をむしり取って、自らの過剰のしりぬぐいに用立てるといふ悪代官さながらのやり口に性懲りもなく手を染める有様です。

それは、税源を地方から国へと逆に移譲するのと同じであり、いかなる目的があろうと断じて認めるわけにはいきません。地方税による税収調整は財政調整における国の責任放棄であり、地方自治の完全なる否定に等しい暴論と言わざるを得ないのであります。

立場が人を変えるのは世の常としても、岩手県

知事として地方分権及び地方税財源の強化推進の旗手として活躍されてきた増田大臣だからこそ、王道に立ち返る見識をお持ちだと確信します。速やかに地方法人特別税等暫定措置法案は撤回すべきです。確たる答弁を求めます。

残された時間も少なくなつてまいりました。私が若かりしときに感銘を受けた言葉を踏まえて、総理に対する最後の質問といたします。

生の哲学を掲げるとともに、自分らしさ、自分と他人とのつながりを通して、個人がどのように社会を形成するのかという相互作用論的社会観を提唱したゲオルク・ジンメルは、私の生涯を通じて、私とは、空虚な場所、何も描かれていない輪郭であるにすぎない。しかし、それゆえに、この空虚な場所を充てんすべき義務及び課題が私に与えられている。それが私の生であると、個人と社会との関係性を明快に説いています。

私が求める、そして、私に求められている、本当の私とはに収れんされるこのジンメルの箴言を、福田総理には肝に銘じていただきたいのです。洞爺湖サミットがあるからという身内の論理にかまけて延命を策することは、一国の宰相として私に求められている、本当の私では断じてありません。このままでは、国民の暮らしも地方財政も、福田内閣とともに漂流しかねません。

総理が首班を担うに当たり明らかにした国民のため、地方格差是正のためにという看板に偽りがないならば、その命題に反する地方税法等関連三法案は自ら進んでお蔵入りさせるべきです。道理を踏まえたこの選択を万が一にでも取り得ないとしたら、総理に残された道は一つしかないのはお分かりの通りです。

国民の輿望は那辺にあるのか。国民が心底より望む福田総理の本当の在り方に名実がわぬ意義を与えるためにも、衆議院解散という、憲法上総理に与えられた専権を今こそ振るうべきではありませんか。その断行を強く強く求めた上で、真つ

平成二十年四月四日 参議院會議録第九号

国務大臣の報告に関する件(平成二十年度地方財政計画について、地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 閣する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明))

地方法人特別税等に

一〇

当な地方税財政に背馳する地方税法等関連三法案は到底容認し得るものではないとの立場を明らかにして、私の代表質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣福田康夫君登壇、拍手)

○内閣総理大臣 福田康夫君 那谷屋議員にお答えをいたします。

道路特定財源の民主党案に対する姿勢についてお尋ねがございました。

民主党の提案では、直轄負担金を廃止し、交付金等の水準を維持するということでありますけれども、そうしますと、国に残る財源は約四千億円ということになります。この金額では最低限の維持補修程度しか行えないと、こういうことでございますけれども、それでよろしいのかどうか。そういう問題について十分な説明がされていないと思っております。また、地方団体の方々からも、もう既に地方財政が直ちに立ち行かなくなるとして暫定税率の維持を強く求められております。

先般、私の方から提案をいたしました国会審議での野党からの意見を受け止めて見直すべきは見直すという決意の下に、受け入れていただけたものとして行つたものであります。野党の意見によく耳を傾けて提案をいたしましたものでございます。国民生活、地方財政等の観点から与野党において協議を行い、本院において早急に結論を得ていただきたいと考えております。

次に、暫定税率と地球温暖化対策の関係についてお尋ねがございました。

世界では、地球温暖化問題への対応として、ガソリン消費の抑制効果を勘案しガソリン税を引き上げる傾向にあります。原油価格も上昇傾向にある中で、燃費効率の良い自動車の開発などによつて温暖化ガスの排出を抑制することが本来取るべき方法であります。そういう状況の中で我が国がガソリン税を引き下げるといふことは、環境、氣候変動が主なテーマの一つである北海道の洞爺湖サミットを目前に控えて、世界に誤ったメッセー

ジを与えることになりかねません。こういうような理由を勘案し、暫定税率の維持が必要と申し上げておるわけであります。

税制関連法案の国会審議についてお尋ねがございました。

平成二十年度予算案並びに税制関連法案については、衆議院において例年を相当上回る十分な時間を掛けて審議が行われた上で参議院に送付されたところであります。与野党間の実りある議論を経て年度内に円滑に成立することを望んでおります。しかしながら、両院議長のアッセンにもかわらず、税制関連法案については、参議院で一度も審議が行われないまま年度末を迎えたことは誠に残念であります。

野党との協議を前進させることが必要という強い思いから、道路特定財源の改革について新たな提案をお示ししたところでございまして、今後は、参議院及び与野党間で真摯な議論が行われ、一刻も早く結論が出されるよう強く期待をいたしております。

道路特定財源の一般財源化の意味、範囲及び閣議決定についてお尋ねがございました。

今般の提案は、これまでの国会審議における野党の皆さんからいただいた意見を受け止め、見直すべきものは大胆に見直すという決意の下、野党の皆さんにも受け入れていただけたものとしてお示しいたしました。この中で、道路特定財源制度は今年の税制抜本改正時に廃止し二十一年度から一般財源化と明記し、また、一般財源としての使途の在り方は、与野党協議会で協議、決定いたしましたところでもあります。閣議決定については、こうした与野党協議を行った上で必要に応じて行う考えであり、今後は速やかに協議が行われることを強く期待いたしております。

次に、法案の再可決についてお尋ねがございました。

法案の再可決は、国会における議案の取扱いの

話であり、また、与野党間の協議の決裂を前提とした仮定の話を申し上げることは適当でないと考えます。

全国の地方公共団体も、参議院がその意思を一刻も早く示されることを望んでおられるところでございます。政府としても一日も早い法案の成立に向けて全力を尽くしてまいります。

地方交付税率の引上げと地方交付税制度の再構築についてお尋ねがございました。

地方交付税は、地域間の財政力格差を調整するとともに、全国どのような地域にあつても一定水準の行政を確保するという重要な機能を果たしております。地方財政は大幅な財源不足が続いていますが、国の財政も極めて厳しい状況にあることから、交付税率の引上げ等の恒久的な制度改正は難しいという判断の下に、これまで特例措置として国の一般会計の加算による交付税の増額措置等により対処してきたところであります。引き続き地方財政の運営に支障が生じることのないようにしてまいります。

平成二十年度においては、喫緊の課題であります地方の再生に向けた施策の充実等に必要な財源を確保するため、地方交付税の総額を前年度を上回つて確保しております。

今後の地方交付税制度の在り方については、地方分権改革推進委員会からいただく予定の勧告を踏まえ、地方分権改革における国と地方の役割分担に際した自主的な財源の確保等の観点から検討を怠らないことと考えております。

なお、ふるさと納税については、ふるさとに対する納税者の思いを寄附税制上配慮する観点から行うものであります。

最後に、衆議院の解散についてお尋ねがございました。

今政治に求められていることは、社会保障を始めとして、将来に向けてのしっかりとした方向性を示すことであります。やみくもに選挙ばかりを

意識して人気取りに走るのではなく、国民のため何が必要かを見定め、腰の据えた政治を行っていくことがまずは私たちの責任であると考えております。(拍手)

(国務大臣増田寛也君登壇、拍手)

○国務大臣 増田寛也君 那谷屋議員より地方法人特別税についてお尋ねがございました。

今回の地方税の偏在是正措置は、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と、そして地方法人課税の在り方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組むこととして、それまでの間の暫定措置として講ずることとしたものでございます。

また、地方法人特別税は、形式上は国税としておりますが、その収税の全額を地方に譲与するとともに、賦課徴収も都道府県が行うなど、実質的に地方の税源と考えられるものでございます。したがって、今回の措置は、税源を地方から国へと逆に移譲するものではございませんで、地方分権に反するものではないと考えており、御理解をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 弘友和夫君。
(弘友和夫君登壇、拍手)

○弘友和夫君 私は、公明党、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました四案件につきまして、総理、総務大臣及び関係大臣に対して質問をいたします。

ガソリン税など道路特定財源の暫定税率維持を含む税制関連法案は、衆参両院議長のおつせんがあつたにもかかわらず、二月二十九日の衆院通過から一か月もの間、参議院で一度も審議されないまま新年度を迎え、ガソリン税の暫定税率の期限が切れました。

税制改正法案など歳入法案の成立の遅れは、国民生活や地方財政に多大な影響を与え、このため、これまで国会は慣例として、歳入法案を年度

末の三月三十一日までに成立させてまいりました。国会がねじれ下にあるとはいえず、今回、立法府の良識として続いてきた慣例が破られたことは極めて異常な事態と言わざるを得ません。

しかも、参議院で税制改正法案の審議入りすらしなかったことは、参議院第一党の民主党がどう言い訳をしても厳然たる事実であります。参議院第一党として責任ある対応をしたとはとても言えません。民主党は、責任放棄の行動を猛省し、参議院で速やかに税制改正法案の審議を行い、一刻も早く院としての結論を出すべきだと考えます。

道路特定財源以外の租税特別措置につきましては、一応、与党の提案を野党側が受け入れ、適用期限を五月末まで延長するつなぎ法が三十一日に成立をいたしました。土地売買の登録免許税の軽減や東京オフショア市場の預金利子非課税などの期限切れによる国民生活や経済への影響は辛うじて回避できました。

しかし、焦点のガソリン税の暫定税率に関し、民主党は即時廃止に固執し、福田首相が道路特定財源の二〇〇九年度からの一般財源化を新提案したにもかかわらず歩み寄ろうとせず、その頑迷ぶりは、今の民主党にとって道路財源問題は選挙のための手段になっていると見るしかないという報道されているように、国民生活より党利党略を最優先する姿勢が厳しく批判されています。

もし、民主党が自ら吹聴しているように国民生活を第一と考えているのなら、道路特定財源の一般財源化を柱とする総理の新提案に歩み寄るべきであります。現実を無視した暫定税率の即時廃止に固執すべきではありません。民主党内からすら、暫定税率の廃止がなければ駄目だと突っぱねるのをおかしい、一般財源化こそ改革の本質だとの声が上がっているではありませんか。

まずは、今日までに至る一連の民主党の姿勢について総理の忌憚のない御所見を伺うとともに、総理御自身の提案について、その真意と今後の道

路特定財源問題に対する方針を改めてお聞かせいただきたいと思います。

地方自治体からは、年度末に地方財源の根本にかかわる問題について政局とすること自体が異常である、あるいは、委員会審議すらしないのは国会として職場放棄であるなどといった厳しい批判がなされています。地方自治体は、道路財源不足に加え、交付税法等改正案の年度内不成立のため当初見込額が減少することへの対応など、予算面での様々な対策に苦慮しております。

現実には、四月一日より国税、地方税の暫定税率が期限切れとなり、既に国民生活に混乱が生じております。当面の問題として、今回の期限切れにより税収に穴が空くことについて、いまだ民主党からは納得のいく説明がありませんが、現実対応として、このままだと国税一・七兆、地方税九千億円、合わせて二・六兆円の税収の穴が空きます。特に、地方財政は現状でも厳しく、軽油引取税、自動車取得税に譲与税を加えた減収額は四月分の影響だけでも六百億円以上ということになれば、予算執行ができないのではないかと懸念するところでもあります。

既に税収の見通しが立たなくなったと道路予算の執行を止める自治体が出始めて、地域の経済や雇用にも多大な影響が出るのが予想されます。また、中小ガソリンスタンド倒産の危機が叫ばれ、庶民のガソリンの買いだめによって安全面が危惧されるため、これに対し消防庁からは緊急対策として国民に呼びかけを行っているところでもあります。

そこで、このような状況を受けて、平成二十年度予算に関し、各方面における影響と対策について、財務大臣及び総務大臣、それぞれのようについておられるのか、また、総務大臣には地方自治体の資金繰りについて併せてお伺いいたします。

さらに、道路特定財源の暫定税率の期限切れ

は、徴税現場、さらにはガソリン、軽油の元売各社、ガソリンスタンドにおいて混乱を来しております。徴税現場では、徴税システムの手直しや人員増強などが求められ、ガソリン、軽油の製造販売業界では、系列や地域においてばらつきのある販売価格への暫定税率の期限切れの反映方法などが決まらないなど、混乱しております。赤字覚悟での値下げ競争が広がれば、収益や採算が急速に悪化し、全国四万五千のガソリンスタンドで三百億円規模の損失が生ずるおそれがあると言われております。徴税現場やガソリンスタンドへの対策について、関係大臣よりお答えをいただきたいと存じます。

次に、地域間の財政力格差と税制抜本改革についてであります。

現下の地方財政を取り巻く最大の課題は、巨額債務を抱える地方自治体間における財政力格差であります。総理は、国会の施政方針演説において、地方の元気は日本の活力の源であるとされ、地方と都市の共生の考えの下、法人事業税を見直し、地域間の税源の偏在をより小さくする暫定措置を講じ、特に財政の厳しい市町村に重点的に配分し、今後、税体系の抜本的改革に結び付けていきたいと述べられております。

現在の厳しい経済状況の中で、地域間財政力格差の劇的な改善は大きく期待し難い状況にあります。そこで、今後とも地域間における財政力格差に関する調整措置は必要であると考えますが、政府として、平成二十年度に措置される地方再生対策費あるいは地方法人特別税等について、税制の抜本的改革の中でどのように生かしていくおつもりなのか、財務大臣及び総務大臣の御所見をお聞かせいただきたい。

最後に、今後の地方分権改革について伺いたいと存じます。

政府としては、新しい国と地方の関係の構築に向けて、地方自治体に一層の権限移譲を行う地方

分権改革の議論を加速し、平成二十一年度中に新地方分権改革一括法を国会に提出し、分権改革後の姿と在り方を国民に示していくとともに、中長期的課題としては道州制への移行を積極的推進するとされております。

道路整備を中心とする公共事業の見直しや道路財源の再検討も、このような国と地方のありよう、地方分権改革の姿と密接にかかわる問題であります。

総理が、明確な地方分権改革のビジョンの下で、国から地方へ大胆な権限、財源の移譲を進められることによって、地方に元気が戻り、それが起爆剤となって日本全体の経済も活性化されることを期待しつつ、地方分権改革に向けた総理の決意を最後にお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣福田康夫君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(福田康夫君) 税制関連法案をめぐる民主党の姿勢と私の提案についてお尋ねがございました。

税制関連法案については、与野党間の実りある議論を経て年度内に円滑に成立することを望んでおりました。しかしながら、両院議長のおっしゃるにもかかわらず、参議院で一度も審議が行われないうまま年度末を迎えたことは誠に残念であります。

私は、三月二十七日に、野党との協議を前進させることが必要という強い思いから、国民、野党の御意見も踏まえて新たな提案をお示ししました。今後は、参議院及び与野党間で真摯な議論が行われ、一刻も早く結論が出されるよう強く期待をいたしております。

次に、地方分権改革についてお尋ねがございました。

私は、これまでの国と地方の役割分担の在り方を見直し、地方が自ら考え実行できる体制を整備するにふさわしい事務や権限を地方に移譲する地方分権改革の推進が、我が国社会の将来にとって

極めて重要と考えております。

政府としては、地方分権改革の実現に向け、新分権一括法案の国会提出を含め、私が本部長である地方分権改革推進本部を中心に一体となつて強力に取り組んでまいります。

また、道州制の導入についても国民的な議論を深めてまいります。

残余につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣増田寛也君登壇、拍手)

○国務大臣(増田寛也君) 弘友議員より三問お尋ねがございました。

まず、暫定税率の失効による影響とその対策等についてでございます。

暫定税率が失効したまゝとなれば、地方税、地方譲与税だけで年間九千億円もの地方財源が失われまして、道路整備はもとより、様々な行政サービス提供に重大な支障が生じかねませんが、こうした地方の税収については、各地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において適切な財源措置を講じる必要があると、このように考えております。

具体的な対策につきましては、暫定税率の失効による影響額、そして補助・直轄事業の取扱い等を見極めまして今後検討をし、その際、地方の御意見にも十分配慮してまいります。

なお、各地方団体の資金繰り状況についてでございますが、四月一日現在で、四十七都道府県中三十六団体が事業の執行を保留しておりまして、うち十一団体は道路関係事業以外の事業にまで影響が及んでいると、このように把握をしております。

次に、徴収現場等への対策についてお尋ねがございました。

軽油引取税などの税率の特例措置の期限切れへの対応としては、関係業界に対する課税関係の周知、納税者等からの問い合わせ等について適切に対応するよう、地方団体へ要請をしたと

ところでございます。

各都道府県の課税当局に対して、軽油引取税や自動車取得税に関し、販売業者等から課税関係の照会、確認、一部苦情などが寄せられておりましたが、適切に対応して今のところ特段の問題は生じていないと、このように聞いております。

いずれにいたしましても、地方財政や国民生活などへの影響を最小限にすべく、政府として全力で取り組んでいるところでございます。

最後に、地域間の財政力格差と税制の抜本改革についてお尋ねがございました。

今回、税制の抜本的改革が行われるまでの暫定措置として、地方法人特別税等の創設による偏在是正を行うとともに、これにより生じる財源を活用して地方が自主的、主体的な活性化施策に取り組むことができるよう、地方再生対策費を創設しているところでございます。

税体系の抜本的改革が行われる際には、地方消費税の充実と地方法人課税の在り方を見直しを含む地方税改革の実現に取り組ましまして、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めるとともに、地方の再生、活性化のための安定的な財源が確保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣額賀福志郎君登壇、拍手)

○国務大臣(額賀福志郎君) 弘友議員の御質問にお答えをいたします。

揮発油税等の暫定税率の失効による平成二十年度予算に関する影響と対策についてお尋ねがありました。

揮発油税等の暫定税率の失効に伴って生ずる国民生活や経済取引に与える影響については、最小限に抑えるべく、関係省庁と協調しながら万全の措置を講じてまいる所存であります。

具体的には、道路予算については、法律成立前においても、支払期限のある債務や維持管理費等については例年どおり執行ができるようにしたいと思ひます。

ガソリンスタンドにつきましては、混乱を回避し、消費者へのガソリン等の安定供給を確保するため、資金繰り支援等を実施することにしております。

地方の減収については、今、総務大臣からもお話がありましたけれども、各地方団体の財政運営に支障が生じないように、国の責任において適切な財源措置を講ずることしたいと思ひます。

次に、地域間の財政力格差についてのお尋ねがありました。

地域間財政力格差の是正に取り組むために、平成二十年度予算におきましては、まず、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設をし、人口及び従業者数の基準で都道府県に配分することによりまして、地方税の偏在是正を行うことにいたしました。

また、地方税の偏在是正効果を活用し、地財計画の歳出の特別枠として地方再生対策費四千億円を設け、財政力が弱い市町村へ重点配分することといたしました。

平成二十年度税制改正要綱においては、消費税を含む税体系の抜本的な改革において、地方消費税の充実と地方法人課税の在り方を見直しを含む地方税改革の実現に取り組むこととされております。

これを踏まえながら、今後、消費税を含む税体系の抜本的な改革について、早期の実現を図ってまいりたいと思ひております。その中で、地方再生対策費や地方法人特別税等の取扱いについても検討されるものと考えております。

以上です。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇、拍手)

○国務大臣(甘利明君) ガソリンスタンドに対する資金繰り対策についてお尋ねがありました。ガソリンの流通面における混乱を少しでも小さくするようにとの総理の指示を受けまして、暫定税率の期限切れに伴い大きな損害を被ることが懸念をされるガソリン等の販売事業者に対しまし

て、その資金繰りの支援を行うことといたしております。

具体的には、信用保証基金による特別信用保証の借入限度額の拡大、運転資金の借入れに対する特別利子補給の新たな実施、資金繰り等について事業者からの相談を受け付ける特別相談窓口の設置、政府系中小企業金融機関等によるセーフティーネット貸付けといった対策を講ずることとしております。

こうした措置によりまして、引き続きガソリンスタンドにおける混乱を最小化するよう取り組んでまいります。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十三分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

山下 芳生君	風間 直樹君
森田 高君	舟山 康江君
紙 智子君	轟木 利治君
横峯 良郎君	川崎 稔君
仁比 聡平君	室井 邦彦君
川上 義博君	松野 信夫君
青木 愛君	井上 哲土君
大門実紀史君	松岡 徹君
津田弥太郎君	犬塚 直史君
水岡 俊一君	藤本 祐司君
市田 忠義君	小池 晃君
松井 孝治君	鈴木 寛君
岩本 司君	藤田 幸久君
鈴木 マチ子君	佐藤 公治君
櫻井 充君	内藤 正光君
浅尾慶一郎君	木俣 佳文君

平成二十年四月四日 参議院會議録第九号 議長の報告事項

一川 保夫君	増子 輝彦君
羽田雄一郎君	高橋 千秋君
石井 一君	田名部匡省君
渡辺 秀央君	山下八洲夫君
広中和歌子君	千葉 景子君
前田 武志君	佐藤 泰介君
柳田 稔君	岡崎トミ子君
植松恵美子君	中谷 智司君
松浦 大悟君	平山 幸司君
梅村 聡君	大島九州男君
水戸 将史君	徳永 久志君
川合 孝典君	牧山ひろえ君
金子 恵美君	藤谷 光信君
加賀谷 健君	相原久美子君
藤原 良信君	大河原雅子君
谷岡 郁子君	足立 信也君
那谷屋正義君	白 眞勲君
大久保 勉君	島田智哉子君
前川 清成君	尾立 源幸君
藤末 健三君	大石 尚子君
中村 哲治君	今野 東君
榛葉賀津也君	芝 博一君
小林 正夫君	柳澤 光美君
神本美恵子君	谷 博之君
藤原 正司君	小川 勝也君
池口 修次君	福山 哲郎君
山根 隆治君	円 より子君
北澤 俊美君	峰崎 直樹君
西岡 武夫君	築瀬 進君
奥石 東君	平田 健二君
大石 正光君	工藤堅太郎君
吉川 沙織君	友近 聡朗君
外山 斎君	川田 龍平君
行田 邦子君	米長 晴信君
大久保潔重君	松下 新平君
糸数 慶子君	武内 則男君
姫井由美子君	亀井亜紀子君
中山 恭子君	富岡由紀夫君

広田 一君	蓮 舫君
林 久美子君	中川 雅治君
野村 哲郎君	島尻安伊子君
喜納 昌吉君	鈴木 陽悦君
加藤 敏幸君	主濱 了君
自見庄三郎君	衛藤 晟一君
山本 一太君	加治屋義人君
平野 達男君	辻 泰弘君
大塚 耕平君	森 ゆうこ君
松村 龍二君	市川 一朗君
谷川 秀善君	家西 悟君
長浜 博行君	高嶋 良充君
小川 敏夫君	郡司 彰君
藤井 孝男君	中曾根弘文君
松田 岩夫君	山本 順三君
荻原 健司君	小泉 昭男君
小池 正勝君	二之湯 智君
秋元 司君	義家 弘介君
塚田 一郎君	古川 俊治君
佐藤 正久君	丸川 珠代君
丸山 和也君	山田 俊男君
佐藤 信秋君	石井 みどり君
磯崎 陽輔君	石井 準一君
神取 忍君	末松 信介君
岸 信夫君	坂本由紀子君
川口 順子君	北川イッセイ君
河合 常則君	田村耕太郎君
橋本 聖子君	鶴保 庸介君
西島 英利君	椎名 一保君
岡田 直樹君	松村 祥史君
水落 敏栄君	中村 博彦君
加納 時男君	林 芳正君
脇 雅史君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	浅野 勝人君
山内 俊夫君	伊達 忠一君
青木 幹雄君	田中 直紀君
鴻池 祥肇君	吉村剛太郎君
尾辻 秀久君	山崎 正昭君

佐藤 昭郎君	溝手 顕正君
矢野 哲朗君	南野知恵子君
山本 香苗君	澤 雄二君
山内 徳信君	森 まさこ君
谷合 正明君	山本 博司君
近藤 正道君	西田 昌司君
牧野たかお君	鰐淵 洋子君
西田 実仁君	又市 征治君
山谷えり子君	関口 昌一君
岡田 広君	浮島とも子君
浜田 昌良君	淵上 貞雄君
福島みずほ君	吉田 博美君
松山 政司君	有村 治子君
山下 栄一君	遠山 清彦君
渡辺 孝男君	加藤 修一君
木村 仁君	中川 義雄君
荒井 広幸君	風間 昶君
弘友 和夫君	魚住裕一郎君
松 あきら君	若林 正俊君
泉 信也君	岩城 光英君
岩永 浩美君	木庭健太郎君
荒木 清寛君	山口那津男君
浜四津敏子君	
内閣総理大臣	福田 康夫君
総務大臣	増田 寛也君
財務大臣	額賀福志郎君
経済産業大臣	甘利 明君
国土交通大臣	冬柴 鐵三君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	大田 弘子君
内閣官房副長官	岩城 光英君
内閣官房副長官	遠藤 乙彦君
副大臣	
財務副大臣	

議長の報告事項

去る三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 丸川 珠代君 補欠 泉 信也君

法務委員

辞任 前川 清成君 補欠 川合 孝典君

経済産業委員

辞任 川合 孝典君 補欠 前川 清成君

予算委員

辞任 泉 信也君 補欠 丸川 珠代君

行政監視委員

辞任 佐藤 正久君 補欠 山田 俊男君

議院運営委員

辞任 山田 俊男君 補欠 佐藤 正久君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任 榛葉賀津也君 補欠 大島九州男君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一五五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

環境委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

在日韓国・朝鮮人の「国籍」の表記に関する質問主意書(川上義博君提出)(第八五号)

我が国における永住のための居住要件の検討状況に関する質問主意書(川上義博君提出)(第八六号)

二酸化炭素貯留実験に関する質問主意書(風間直樹君提出)(第八七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

原子炉立地審査指針に関する質問主意書(近藤正道君提出)(第八二号)

米国の同時多発テロに関する第三回質問主意書(藤田幸久君提出)(第八三号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日議長は、ルイス・マリア・ドウ・プーチ欧州評議会議員会議議長より、同議長の欧州評議会議員会議議長就任に際し送付した祝辞に対する礼状を受け受した。

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 川合 孝典君 補欠 前川 清成君

厚生労働委員

辞任 風間 直樹君 補欠 舟山 康江君

農林水産委員

辞任 舟山 康江君 補欠 風間 直樹君

経済産業委員

辞任 前川 清成君 補欠 川合 孝典君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 谷岡 郁子君 補欠 大島九州男君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際・地球温暖化問題に関する調査会委員

辞任 松井 孝治君 補欠 加賀谷 健君

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任 加賀谷 健君 補欠 松井 孝治君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員大久保勉君提出防衛装備品の取引停止処分を受けた会社の関連会社との取引に関する質問に対する答弁書(第七六号)

参議院議員富岡由紀夫君提出公共事業における予算査定根拠に関する質問に対する答弁書(第七七号)

参議院議員谷博之君提出小農いじめの農政改革に関する質問に対する答弁書(第七八号)

参議院議員谷博之君提出有機大豆の国産奨励と米の生産調整に関する質問に対する答弁書(第七九号)

参議院議員松野信夫君提出岩国市に対する新市庁舎建設補助金等の支給に関する質問に対する答弁書(第八〇号)

参議院議員松野信夫君提出基地外に居住する米軍関係者の確認等に関する質問に対する答弁書(第八一号)

同日内閣から、自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成十九年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告を受領した。

同日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員に準用する同法第二十三条第三項の規定に基づく平成十九年防衛庁及び防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。

一昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任 舟山 康江君 補欠 風間 直樹君

農林水産委員

辞任 風間 直樹君 補欠 舟山 康江君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 大島九州男君 補欠 谷岡 郁子君

内藤 正光君 広中和歌子君

藤原 良信君 牧山ひろえ君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際・地球温暖化問題に関する調査会委員

辞任 加賀谷 健君 補欠 舟山 康江君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

高速増殖炉サイクルに関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第八四号)

在日韓国・朝鮮人の「国籍」の表記に関する質問主意書(川上義博君提出)(第八五号)

我が国における永住のための居住要件の検討状況に関する質問主意書(川上義博君提出)(第八六号)

二酸化炭素貯留実験に関する質問主意書(風間直樹君提出)(第八七号)

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 荒井 広幸君 補欠 松村 祥史君

河合 常則君 衛藤 晟一君

末松 信介君 西島 英利君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際・地球温暖化問題に関する調査会委員

辞任 舟山 康江君 補欠 加賀谷 健君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(閣法第二三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
特許法等の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
〔後期高齢者医療制度〕の通称を「長寿医療制度」にすることに関する質問主意書 牧山ひろえ君提出(第八八号)

ドキュメンタリー映画「靖国」の上映中止に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第八九号)

沖縄のガソリン税に関する再質問主意書(喜納昌吉君提出)(第九〇号)

那覇市の地域再生計画の認定に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第九一号)

広告収入を利用した自動車運送サービス事業に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第九二号)

同日議長は、一日のフランチスコ・ハビエル・ロホ・ガルシア・スペイン上院議長再任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

防衛装備品の取引停止処分を受けた会社の関連会社との取引に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年三月二十一日
参議院議長 江田 五月殿 大久保 勉

平成二十年四月四日 参議院会議録第九号 質問主意書及び答弁書

防衛装備品の取引停止処分を受けた会社の関連会社との取引に関する質問主意書

株式会社山田洋行は、防衛装備品の調達において過大請求を行った疑いがあるため、防衛省から取引停止処分を受けている。取引停止処分については、処分を課すことはもちろん、実効性を担保するための方策がさらに重要となる。

同社のホームページでは、関連会社として株式会社エイリイ・エンジニアリング、株式会社シーケービー及び株式会社日本ユ・アイ・シの三社(以下「三社」という)が挙げられている。しかし、三社に対しては、防衛省の取引停止処分は課されていない。現状では、株式会社山田洋行が取引停止処分を免れるために、三社による「迂回取引」が行われる可能性がある。

よつて、以下の質問をする。
一 平成十五年以降の各年度において、三社からの防衛装備品調達となされた事実があれば、それらの契約件数と契約総額を年度毎に明らかにされたい。また、それらのなかで過大請求が確認された事実もしくは疑われる事実は存在するか、明らかにされたい。現在確認中であるとすれば、確認作業終了の目途はいつか、明らかにされたい。

二 株式会社山田洋行との取引停止処分後、三社からの防衛装備品の調達契約がなされた事実があれば、それらの契約件数、契約総額及び各契約内容を明らかにされたい。また、今後、調達契約を行う意思はあるか、併せて明らかにされたい。
右質問する。

平成二十年四月一日
内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿
参議院議員大久保勉君提出防衛装備品の取引停止処分を受けた会社の関連会社との取引に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出防衛装備品の取引停止処分を受けた会社の関連会社との取引に関する質問に対する答弁書

一 について
平成十五年四月一日から平成二十年三月二十六日までの間に、防衛省(平成十九年一月九日より前は防衛庁)において主要な装備品等の調達を行っている装備施設本部(平成十八年七月三十一日から平成十九年八月三十一日までの間は装備本部、平成十八年七月三十一日より前は装備本部。以下同じ)が締結した契約であつてお尋ねに係るものは、次のとおりである。

株式会社エイリイ・エンジニアリング(以下「エ社」という)については、平成十六年度は契約件数が一件、契約金額が約千五百五十万円、平成十七年度は契約件数が一件、契約金額が約五千八百四十万円、平成十八年度は契約件数が二件、契約金額が約三千七百七十万円である。

株式会社シーケービーについては、該当する契約はない。
株式会社日本ユ・アイ・シ(以下「ユ社」という)については、平成十五年度は契約件数が十四件、契約金額が約四億七千九百九十九万円、平成十六年度は契約件数が十八件、契約金額が約四億九百九十九万円、平成十七年度は契約件数が二十件、契約金額が約五億九千九百九十九万円、平成十八年度は契約件数が二十一件、契約金額が約五億二千八百九十九万円、平成十九年度は契約件数が四件、契約金額が約六千九百九十九万円である。

また、これらの契約について、現時点においてエ社又はユ社による過大請求が確認されたものはない。
現在、防衛省としては、輸入による装備品等の調達に係る契約を締結した実績のあるユ社について、当該装備品等を製造した外国企業に対し、契約時にユ社が装備施設本部に提出した当該外国企業に係る見積書を送付し、その真正性を確認する調査を行っているところであるが、

現時点で調査終了の時期についてお答えすることは困難である。

二 について
一 について述べたエ社及びユ社との契約のうち、株式会社山田洋行に対し取引停止の措置を講じた平成十九年十一月二十二日以降、装備施設本部が締結した契約はない。

また、平成二十年三月二十六日時点において、装備施設本部が行う随意契約について、御指摘の三社を契約の相手方とすることを予定しているものや、競争入札について、三社が装備施設本部に対して参加の意思を示しているものはない。

いずれにせよ、防衛省としては、過大請求の事実が確認されたときは、過大請求をした業者との取引を停止する措置を講じることとしている。

公共事業における予算査定の根拠に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十年三月二十四日
富岡由紀夫

参議院議長 江田 五月殿
公共事業における予算査定の根拠に関する質問主意書

政府の推計では便益が費用を上回っているにもかかわらず、交通量の芳しくない道路が多く見られるように、費用便益分析の結果と実態が乖離した公共事業が散見される。これは政府により作り出された需要に基づいて、公共事業が実施されるためであり、その結果多くの国民の税金が無駄に消費されている。さらに、道路特定財源に見られるように、道路整備の実態と税収が乖離した結果、多額の税金が不正な目的に利用されていると

(当時)が試行的に実施した事後評価において、総便益は三兆二千五百億円、総費用は一兆七千億円となっている。また、お尋ねの「本州四国連絡道路」の費用対便益分析については、平成十二年度に本州四国連絡橋公団(当時)が試行的に実施した事後評価において、総便益は八兆七

千億円、総費用は五兆二千億円となっている。

また、「東京湾アクアライン」の建設については、昭和六十年九月に日本道路公団(当時)が取りまとめた「東京湾横断道路調査(中間報告)」の内容を踏まえ、建設に係る技術的な問題や経済効果等を総合的に判断した上で、昭和六十二年七月に建設大臣(当時)が日本道路公団(当時)に対し、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律(昭和六十二年法律第八十七号)による改正前の道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項の規定に基づき事業許可を行っている。また、「本州四国連絡道路」の建設については、昭和四十七年十一月に本州四国連絡橋公団(当時)が取りまとめた「本州四国連絡橋調査報告書」の内容を踏まえ、建設に係る技術的な問題や経済効果等を総合的に判断した上で、昭和四十八年十月に建設大臣(当時)が本州四国連絡橋公団(当時)に対し、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第二百二号)第三十七条の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第三十一条の規定に基づき、工事実施計画の認可を行っている。

二について

北関東自動車道の伊勢崎インターチェンジから岩舟ジャンクションまでの区間については、平成十五年度に国土交通省が、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)に基づき再評価を実施したところ、総便益は一兆二千億円、総費用は千七百五十七億円であり、費用便益比は六・八三であったが、その後、道路関係四公団の民営化に際し、平成十七年度にコストの大幅な削減を行った結果、総便益は一兆二千億円、総費用は千四百七十二億円であり、費用便益比は八・一六となっている。

また、国道十七号高松立休事業については、平成十一年度に新規事業採択時評価を実施した結果、費用便益比が一・九となっている。この事業の総便益及び総費用については、関係する資料の保存期間を経過し、現存していないことから、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの時間価値原単位は、乗用車、バス及び貨物車の車種別に設定されており、人、車両及び貨物の時間当たりの機会費用で構成されている。人の時間当たりの機会費用は、ドライバー、同乗者ごとに厚生労働省が行った毎月勤労統計調査等により算出し、車両の時間当たりの機会費用は、代表的な自家用自動車の有償貸渡し事業者の平均的なレンタル価格等により算出している。また、貨物の時間当たりの機会費用は、貨物車一台当たりの輸送貨物の価値額に短期プライムレートから算出した一分当たりの利子率を乗じて算出している。

五について

お尋ねの走行経費原単位は、乗用車、バス及び貨物車の車種別に設定されており、燃料費、油脂費、タイヤ・チューブ費、車両整備費及び車両償却費の距離当たりの走行経費から構成されている。燃料費は、ガソリン及び軽油のトリットル当たりの販売店等への税抜き渡しの価格から燃料消費量等を勘案して算出し、油脂費は、国土交通省が取りまとめた自動車運送事業経営指標等から、燃料費に対する油脂費の割合を用いて算出している。また、タイヤ・チューブ費は、出荷実績等から推計される距離当たりの単価を用いて、速度や路面状態等を勘案して算出しており、車両整備費及び車両償却費は、自動車運送事業経営指標等から道路種類別に算出している。

四について

道路事業の費用便益分析における便益の算出に当たって用いられている原単位は、「費用便益分析マニュアル」(平成十五年八月国土交通省

道路局 都市・地域整備局作成)に定められている。当該マニュアルを策定するに当たっては、平成十五年一月二十三日の第一回道路事業評価手法検討委員会(以下「委員会」という。)において、時間価値原単位、走行経費原単位等の案を提示し、同年三月三日の第二回委員会において、第一回委員会での指摘事項に対する審議を行い、同月二十五日の第三回委員会において、「費用便益分析マニュアル(案)」の改定案についてのパブリックコメント等を実施する案を決定している。同年五月一日の第四回委員会においてパブリックコメント等を通じて出された意見についての中間報告、同月二十九日の第五回委員会においてパブリックコメント等を通じて出された意見への対応案の審議を行い、同年七月十七日の第六回委員会において、費用便益分析マニュアルの最終案を提示し審議を行っている。

六について

国土交通省所管の公共事業において、平成十八年度に事業評価を実施し、費用便益比を算出した件数は、新規事業採択時評価が三百六十九件、再評価が七百八件、完了後の事後評価が百七十六件である。このうち、費用便益比が一未満の件数は、再評価が一件、一以上五未満の件数は、新規事業採択時評価が二百六十三件、再評価が五百九十五件、完了後の事後評価が百二十七件、費用便益比が五以上の件数は、新規事業採択時評価が百六件、再評価が百十二件、完了後の事後評価が四十九件である。

七について

費用便益比は、費用と便益について相対的に比較するものであり、費用は道路整備に要する事業費及び維持管理に要する費用からなり、整備する道路の地形条件及び道路構造等により変動する。また、便益は走行時間短縮便益、走行経費減少便益及び交通事故減少便益からなり、各便益は交通量のほか、自動車の走行時間等の変化により変動する。このように、費用便益比は、交通量だけで決定されるものではないことから、費用便益比が比較的小さい道路であるからといって、一概に交通量が少なくなるとはいえないと考えている。

八について

国土交通省ホームページにおいては、道路・街路事業において平成十九年度に新規に事業採択された事業についての新規事業採択時評価の結果九十一件を公表しており、お尋ねの「事業着工」が何を指すのかが必ずしも明らかではない。

いが、これらの事業について新規に事業採択するに当たっては、便益が費用を上回っていることを前提条件とし、さらに、地元における合意形成の状況、事業の効果や必要性等の客観的な評価等を踏まえて総合的に判断している。

九及び十について
一級河川利根川水系吾妻川に建設中のハツ場ダム(以下「ハツ場ダム」という。)については、特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第四条第一項に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)を昭和六十一年七月に作成している。

建設省(当時)所管の公共事業の再評価システムについては、平成十年度に導入したところであり、ハツ場ダムの再評価については、平成十一年十一月に開催された建設省関東地方建設局(当時。以下「関東地方建設局」という。)が設置した関東地方建設局事業評価監視委員会において、関東地方建設局が、ハツ場ダムの治水や利水の効果、費用対効果、代替案等を説明した上で、ハツ場ダム建設事業を継続するという関東地方建設局の対応方針の事務局案が了承され、同年十二月に建設省(当時)はハツ場ダム建設事業を継続するという対応方針を決定している。建設省(当時)が当該対応方針を決定した際の治水に係る費用対効果は、治水に係る妥当投資額である約一兆五千七百四十億円を治水に係る費用である約千二百八十八億円で除した値である約十一・七となっている。

平成十三年九月には、ハツ場ダムの用地補償調査が遅れたことから、工期を「昭和七十五年度まで」から「平成二十二年年度まで」に変更することを内容とした基本計画の変更を行っている。

また、平成十五年十一月に開催された国土交通省関東地方整備局(以下「関東地方整備局」という。)が設置した関東地方整備局事業評価監視委員会(以下「事業評価監視委員会」という。)に

において、関東地方整備局が、ハツ場ダムの建設の目的に流水の正常な機能の維持を追加すること、建設に要する費用の概算額を約二千億十億円から約四千六百億円に変更すること、治水や利水の効果、費用対効果等を説明した上で、ハツ場ダム建設事業を継続するという関東地方整備局の対応方針の原案が了承され、同年十二月に国土交通省はハツ場ダム建設事業を継続するという対応方針を決定している。国土交通省が当該対応方針を決定した際の治水に係る費用対効果は、治水に係る便益である約九千九百四十億円を治水に係る費用である約二千四百七十億円で除した値である約三・七となっている。国土交通省においては、この結果を踏まえて、平成十六年九月に基本計画を変更している。

さらに、平成十九年十二月に開催された事業評価監視委員会において、関東地方整備局が、ハツ場ダムの建設の目的に発電を追加すること、工期を「平成二十二年年度まで」から「平成二十七年年度まで」に変更すること、治水や利水の効果、費用対効果等を説明した上で、ハツ場ダム建設事業を継続するという関東地方整備局の対応方針の原案が了承され、平成二十年三月に国土交通省はハツ場ダム建設事業を継続するという対応方針を決定している。国土交通省が当該対応方針を決定した際の治水に係る費用対効果は、治水に係る便益である約八千五百二十五億円を治水に係る費用である約二千九百十七億円で除した値である約二・九となっている。国土交通省においては、この結果を踏まえて、現在、基本計画を変更するための手続を行っているところである。

十一について
職員宿舎に係る平成十八年度及び平成十九年度の道路整備特別会計の予算額については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十四条の二第一項の規定による支出負担行為の実施計画の承認(以下「実施計画承認」という。)を経た

額で、平成十八年度において約二十四億七千万円、平成十九年度において約二十四億九千四百百万円である。その内訳を示すと、平成十八年度及び平成十九年度の額は、それぞれ、道路事業費から約十億四千四百百万円、約九億九千七百百万円、北海道道路事業費から約十億七千万円、約一億八千四百百万円、沖縄道路事業費から約千九百万円、約千九百万円、道路環境整備事業費から約二億九千九百万円、約二億九千九百万円、北海道道路環境整備事業費から約二千二百百万円、約四百百万円、沖縄道路環境整備事業費から約二百百万円、約三百百万円計上されている。職員宿舎に係る平成二十年度の社会資本整備事業特別会計の予算額のうち道路整備事業分については、同会計の業務勘定に計上した営繕宿舎費のうち道路整備事業分の額七十六億三千百万円の内数であるが、その額は、実施計画承認がされておらず、決定していない。平成十八年度の決算額については、職員宿舎に係る経費としての整理を行っているため、お答えすることは困難である。

野球グラブ等レクリエーション用具の購入に係る経費は、庁費の内訳である職員厚生経費の一部であるが、これに係る経費を予算及び決算上独立して計上していないことから、予算及び決算上の額をお答えすることは困難である。なお、平成十八年度における購入実績を別途調査したところ、庁費から約十三百万円の支出があった。

マツサージチェアについては、別途調査したところ、平成十四年度以降、購入の実績はない。

道路ミュージカルの上演に係る経費を含む広報広聴に係る経費は予算及び決算上独立して計上していないことから、予算及び決算上の額をお答えすることは困難である。なお、道路ミュージカルの上演実績を別途調査したところ、平成十八年度は、道路調査費から約四千九

百万円、工事雑費から約六百万円の支出があり、平成十九年度は実施していない。

十二について
「道路関係業務の執行のあり方改革本部(以下「改革本部」という。))においては、四月中に最終的な取りまとめを行い、公表する予定である。国会においての報告については、必要に応じ適切に判断してまいりたいと考えている。

十三について
現在、改革本部において道路特定財源の支出の在り方について総点検を行っているところであり、現段階でお答えすることは困難である。

小農いじめの農政改革に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年三月二十四日

参議院議長 江田 五月殿

谷 博之

小農いじめの農政改革に関する質問主意書
昨今のいわゆる農政改革は小農いじめであつて、規模拡大できなければ農業をやめねばならぬ、何するにも書類の山に取り組まねばならぬという怨嗟の聲が、津々浦々から聞こえてくる。また改革の柱とする水田経営所得安定対策(旧品目横断的経営安定対策)とは表裏一体の関係にあるとされる米政策改革に関しては、集荷円滑化対策に参加せずに米の生産調整の助成・ぼてん金を受けたという声が、米を消費者に産地直売している栃木県内の農業者から上がっている。

そこで、以下質問する。
一 改革の柱として二〇〇七年度より実施されている水田経営所得安定対策(旧品目横断的経営安定対策)に関し、その事務手続きが極めて複雑であるとの意見が二〇〇六年の申請段階から農業者の間に満ち満ちていた。そこで私は二〇

○六年一〇月二六日の参議院農林水産委員会において、申請手続きの簡素化や交付金の一括仮払いを提案したところ、松岡農林水産大臣から前向きな答弁があった。ところが実際に農林水産省がそれらの取り組みを決めたのは、参議院選挙で農政改革に対する国民の審判が下った後さらに半年近く経った二〇〇七年一月二〇日のことであるが、なぜすぐに実施できなかったのか。

二 水田経営所得安定対策と車の両輪として、同じく二〇〇七年度より実施されている農地・水・環境保全向上対策に関し、その事務手続きが極めて複雑であるとの意見が未だに農業者の間に満ちている。事務補助員を雇わねばならぬほどの意見さえある。実際に対策事業の実施主体で事務補助員を雇っているケースは何件あるか、都道府県等にも問いあわせた上で、明らかにされたい。

三 政府は、二〇〇七年末に簡易マニュアルを作成し、二〇〇七年度の報告から農地・水・環境保全向上対策の事務手続きを半減しているとのことだが、その情報は年度末の報告書作成事務に苦しんでいる当事者に十分に行き渡り、報告書作成事務を実際に軽減していると考えているか。

四 二〇〇七年も末になってから、書類の簡易マニュアルを作成し、現行五項目ある報告書類のうち「活動参加人数」と「遊休農地面積」の二項目は提出しなくてもよいとのことだが、そもそもすでに大半の実施主体では初年度の活動を年内に終えており、はじめに「活動参加人数」と「遊休農地面積」の二項目について記録をつけてきた者が大半であり、今年度はほとんど何の利点もない。

一 二〇〇七年度分から事務手続きを簡素化していますよとのアピールは、単なる農林水産省のアリバイ工作ではないか。

二 記録をまとめる段階になって、初年度からいきなり提出しなくてもいいですよ、という

のでは、そもそも必要のない事務手続きを要求していた行政に瑕疵があったと認めたというに相違ないか。

五 二〇〇八年度以降、水田経営所得安定対策及び農地・水・環境保全向上対策について、さらなる事務手続きの簡素化の必要性について、政府の見解を明らかにされたい。

六 これまでも長く実施されてきた米の生産調整の助成・ほてん金について、集荷円滑化対策への加入をそれらの交付要件にしたのは何年度からか。またその本当の理由は何か。

七 農業者自らが米の生産調整方針を作るか、既存の方針作成事業者に参加すれば、集荷円滑化対策に参加でき、生産調整の助成・ほてん金を受けられるとのことだが、今回、自分で生産調整方針を作る規模要件を二〇トンから一気に三〇〇キログラムまで下げた狙いは何か。

八 農業者自らが米の生産調整方針を作成し、地域水田協議会で内容のチェックを受け、次に農政事務所の出先に提出し、認定を受けてもらい、契約書類一式を記入し、農政事務所を通してそれを東京麹町の米穀安定供給確保支援機構に提出し、集荷円滑化対策契約後は米穀安定供給確保支援機構と直接連絡を取り、拠出金を支払うといった複雑で面倒な手続きを、米を三〇〇キログラム程度しか生産せず、パソコンも所有していないような小規模農家が苦勞することなく自前でできると政府は考えているのか。

九 小規模な米の産直農家にも、個人で生産調整方針を作ってもらうには、単に規模要件を引き下げるだけではなく、一層の事務手続きの簡素化などが不可欠と考えるがいかか。

十 そもそも集荷円滑化対策は米の生産調整策の一部に過ぎず、集荷円滑化対策に参加しない生産者にも米の生産調整に参加してもらうことは、米価安定に資することとなり、全農にとってもJA組合員にとっても有意義ではないのか。政府の見解を明らかにされたい。

十一 なぜ集荷円滑化対策への加入を生産調整の助成・ほてん金を受ける要件にこだわら、全農に米を売っていない農業者が生産調整に参加しようとするのに対し、わざわざ敷居を高くするのか。政府の見解を明らかにされたい。

十二 前記七に関し、既存の方針作成事業者に加入する場合、加入要件として事業者への出荷義務はないが、事業者が商売をしている以上、多少は米の取引をせざるを得ないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷博之君提出小農いじめの農政改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一 参議院議員谷博之君提出小農いじめの農政改革に関する質問に対する答弁書

水田・畑作経営所得安定対策の申請手続の簡素化等については、御指摘の平成十八年十月二十六日時点では、既に制度発足後最初の手続となる平成十九年度の対象農産物に係る加入申請等の受付を開始しており、その段階での手続の変更は実務上の混乱を生じさせることが想定されたため、当該加入申請等の状況や各地域の農業者等の意見を踏まえた上で行うこととしたところである。

二 について
お尋ねの「事務補助員を雇っているケース」が何を指すのか必ずしも明らかではなく、また、農地・水・環境保全向上対策において、市町村と協定を締結し、活動を行っている組織（以下「活動組織」という。）に対して調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

三 について

農地・水・環境保全向上対策については、平成十九年十二月二十一日に開催された農政改革三対策緊急検討本部において、平成十九年度における事業の実施状況に関する報告項目等を見直すことを決定し、報告書等の作成事務を軽減したところであり、このことについて、各地方支分部局等を通じて、各道府県及び各活動組織に周知徹底を図っている。

四の1及び2について

事務手続の簡素化は、更に活動組織が取り組みやすくするため多くの活動組織からの強い要請を受けて実施したものであり、迅速に活動組織の事務を軽減するため、平成十九年度の報告書類から適用できることとしたものである。

五 について

水田・畑作経営所得安定対策及び農地・水・環境保全向上対策の事務手続については、今後とも可能な限り農業者の利便が図られるよう、必要に応じて、適時適切に見直してまいりたい。

六、十及び十一について

集荷円滑化対策への加入を米穀の生産調整の助成等の交付要件としたのは、平成十六年度からである。

平成十六年度からは、米穀から他の作物への作付けの転換を図る産地づくり対策及び豊作による過剰米を米穀の需給に影響を与えることなく処理する集荷円滑化対策を措置したところであり、これらによる米穀の需給調整の実効性を確保するためには、生産段階から出荷段階の対策を一体的に講じることが有効であることから、集荷円滑化対策への加入を米穀の生産調整の助成等の交付要件としたものである。

七 について

米穀の生産調整方針（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五条第一項に規定する生産調整方針をい

う。以下同じ)を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる者に係る生産数量又は出荷数量の規模に関する要件を引き下げたのは、米穀の生産数量又は出荷数量が二十トン未満である農業者が自ら生産調整方針を作成することを可能とすることによって米穀の生産調整の実施者を増やすことを目的とするものである。

八及び九について
生産調整方針の認定の申請や集荷円滑化対策の契約締結については、ひな形を活用したり郵送による手続を可能にしたりするなど、手続の簡略化に努めている。

十二について
生産調整方針への参加に当たり、生産調整方針の作成者への出荷は義務付けられておらず、生産調整方針への参加者が生産調整方針の作成者との間で米穀の取引を行う必要はない。

有機大豆の国産奨励と米の生産調整に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年三月二十四日

参議院議長 江田 五月殿 谷 博之

有機大豆の国産奨励と米の生産調整に関する質問主意書

米価の安定は焦眉の急であるが、そのための二〇〇七年度補正予算による地域水田農業活性化緊急対策について、僅かな退職金で農民を首切りするようなものとの批判が、栃木県内の農業者から上がっている。この緊急対策は、二〇〇八年産の米価下落を避けるための理由で、二〇〇七年度補正予算で五〇〇億円の予算を組み、全国で一〇万ヘクタールの生産調整を目標に、一〇アールあ

たり五万円又は三万円の緊急一時金で生産調整面積の拡大をはかるという施策である。

そこで、以下質問する。

一 この緊急対策は、これまでぎりぎりの生産調整に協力してきた真面目な農業者に怒りと失望を与えたとの批判がある。結果として生産調整を拒否してきた農業者が優遇され、いわゆる「ゴネ得」となっている施策ではないか。政府の見解を明らかにされたい。

二 将来の経営の見通しも示されないまま、やみくもに生産調整を行えと五万円を提示され、しかもわずかに一月足らずの間に契約書を締結し、報告しろというのは、行政の横暴であり、農業者を馬鹿にしているとの怒りが広がっていると聞いている。一〇万ヘクタールの生産調整によつて具体的に自給率がどれだけ向上し、生産調整に参加する農業者の経営の安定的な発展の見通しがどのようなものになるのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 補正予算五〇〇億円の予算消化のメドはあるのか。このまま推移すれば大幅に残すことになりかねないのではないか。

四 輸入農産物の価格高騰と安全性が疑問視される事態の中で、国内産農産物、なかでも有機農産物への需要は年々拡大している。毒入り餃子事件を機に、JAS有機加工食品であっても原材料が中国などからの輸入品であることに不安を感じる消費者が増えている。一方で、有機農産物の国内生産は停滞しており、国内自給率は低下の一方である。有機大豆に至っては国内自給率は一・五パーセントしかない。今後味噌や醤油の加工業者を含め、国産有機大豆を求める声は強くなつていくものと考えられるが、このことについての政府の見解と、有機大豆の生産振興、自給率向上についての今後の具体的な政府の取り組みについて明らかにされたい。

五 有機農業推進法が施行されて、農業者の過半数が有機農業への転換を希望する時代になつてきた。一方で、五年間にわたる有機農業関係者の研究と実践で、大豆跡のイネには強毒雑草がほとんど発生しないことが明らかにされた。具体的には北関東の例では六月から七月にかけて水田の三分の一に大豆を作付けし、収穫後はそのままにしておいて翌年そこにイネを作付けし、裏作に有機麦を栽培する、という農法である。この農法による雑草防除効果について、政府が得ている知見について明らかにされたい。

きた。一方で、五年間にわたる有機農業関係者の研究と実践で、大豆跡のイネには強毒雑草がほとんど発生しないことが明らかにされた。具体的には北関東の例では六月から七月にかけて水田の三分の一に大豆を作付けし、収穫後はそのままにしておいて翌年そこにイネを作付けし、裏作に有機麦を栽培する、という農法である。この農法による雑草防除効果について、政府が得ている知見について明らかにされたい。

六 五の農法を経営面から見た場合、一〇アールあたり有機米で約一四万円、有機大豆で六万円、有機麦で七万円の粗収益が確保され、米の生産調整もスムーズに図られると考えるが、政府の見解を示されたい。

七 需要量に見合った有機大豆を国内で確保するには、約三万ヘクタールの面積が必要であり、その分そのまま新たな生産調整が可能になると考えるが政府の見解を明らかにされたい。

八 現状の国産有機大豆の価格では加工業者が購入しにくいという問題がある。そこで三で触れた補正予算五〇〇億円の一部分を、大豆の収穫や調整機器の導入補助等に充て、生産調整面積の拡大と有機大豆の生産奨励を同時に追求するべきではないか。

九 味噌・醤油・豆腐・納豆などの加工業者に購入奨励金を手当てするなど、国産有機大豆の消費拡大に振り当てる方策も、農水省と経産省で連携して検討するべきではないか。

十 麦・大豆・加工用イネなどへの転作は、国内自給率向上のために重要でありながら、作付転換によつて稲作農家がより一層の経営危機に見舞われる恐れがある。この際、有機農業への転換を同時に奨励することによつて、転作後も経営が成り立つような生産調整策を大胆に展開するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年四月一日
内閣総理大臣 福田 康夫
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷博之君提出有機大豆の国産奨励と米の生産調整に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷博之君提出有機大豆の国産奨励と米の生産調整に関する質問に対する答弁書

弁書

一 について
これまで米穀の生産調整を実施してきた者については、従来から産地づくり対策が措置されているが、これに加えて、米穀の生産調整の拡大を推進するものとして、これまで米穀の生産調整を実施してきたか否かを問わず、地域水田農業活性化緊急対策(以下「緊急対策」という。)が措置されたところである。

この緊急対策においては、麦・大豆・飼料作物等を作付けした場合、これまで米穀の生産調整を実施してきた者の交付単価をそれ以外の者に比して高く設定している。

二 について
緊急対策は、需要を上回る生産が行われている米穀から食料自給率の低い麦・大豆・飼料作物等への作付けの転換を助成する対策であるが、食料自給率は国内生産のみならず、消費とも関係することから、具体的に食料自給率がどの程度向上するかについて一概に申し上げられない。また、米穀の生産調整を実施することによつて、需要に応じた米穀の生産が行われ、米価の安定が図られることから、米穀の生産調整を実施する者の経営の安定が図られると考えている。

三 について
緊急対策の交付金などの程度農業者に支払われるかについては、現在、生産調整の目標達成に向けて努力しているところであり、今後、交

付の対象が増えることが見込まれることから、確定的なことを申し上げることは困難である。

四について
国産有機大豆の今後の需要量の推移については、様々な要因により変動する可能性があり、一概に申し上げることはできないが、有機農業の推進については、有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)に基づき、有機農業に関する技術の研究開発、その研究成果の普及や消費者への普及啓発など、生産、流通、販売及び消費の各側面から総合的に取り組むこととしている。

五について
御指摘の農法について、有機農業の技術開発に取り組む一部の民間団体が推奨していることは承知しているが、こうした農法の雑草防除効果についての科学的な知見は有していない。

六について
御指摘の農法による経営面での効果は承知しておらず、また、気象・土壌等の条件の異なる地域においても同等の収益が確保されるかどうかについては、一概に申し上げられない。

七について
国産有機大豆の今後の需要量の推移については、四について述べたとおりであり、今後の国産有機大豆の生産面積の拡大についても一概に申し上げられない。

八について
緊急対策に基づく交付金は、平成二十年度において米穀の生産調整を拡大する者に対して交付するものであるが、その使途については限定していない。

九について
国産有機大豆を含め、国産農産物については、農林水産省と経済産業省による中小企業者と農林漁業者との連携の推進等と併せ、その消費拡大を図っていくこととしている。

十について

米穀から麦・大豆等への作付けの転換に対しては、有機農業へ転換した場合も含め、産地づくり対策や緊急対策により支援している。

岩国市に対する新市庁舎建設補助金等の支給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年三月二十四日

参議院議長 江田 五月殿

松野 信夫

岩国市に対する新市庁舎建設補助金等の支給に関する質問主意書

岩国市に対する新市庁舎建設補助金は、米軍再編に伴う岩国基地への空母艦載機移転に反対する意思を明らかにした井原勝前市長のもとで支給凍結された結果、同前市長が辞任したうえ、艦載機移転容認が否かをめぐつての市長選挙まで行われ、移転反対を訴えていた井原前市長が移転容認の福田良彦新市長に敗れるという結果になった。しかし、地方自治体の市長が米軍再編に協力すると補助金を支給し、協力しなければ補助金を凍結するとなれば、国が、いわば補助金凍結という手段によつて地方自治体の生殺与奪権を握ることになつてしまふ。これでは地方自治体は、法律上、国と対等といひながら実質的には国の支配下に置かれるに等しい。二〇〇〇年四月施行の地方分権一括法によつて国と地方は対等となつた以上、同法の趣旨をゆがめるような補助金支給の運用は厳しく戒めなければならないと考える。

よつて、以下のとおり質問する。

一 岩国市に対する新市庁舎建設補助金は、一九九六年の日米特別行動委員会(SACO)の合意に基づき、米軍普天間飛行場から空中給油機十

二機と米兵約三百人を受け入れる見返りとして、二〇〇六年度までの二年間で計十四億円が支給されていたと理解しているがそのとおりか。つまり、もともとは米軍再編とは必ずしも関連してはいなかったものではないか、明らかにされた。

二 二〇〇六年二月に岩国市で実施された住民投票の結果を受けて井原前市長が米軍再編に伴う岩国基地への空母艦載機移転反対の姿勢を示し始めるや補助金の支給を拒否するようになったが、補助金支給凍結の理由は何か。艦載機移転を容認しないことが補助金支給凍結の理由になつたのではないか、明らかにされたい。

三 政府は、二〇〇七年になつて、前記一の補助金の名目を米軍再編の協力自治体に支給する「再編交付金」と同等の扱いに変更したのではないか。変更したとすれば、それはどのような法的根拠によつて行つたものか明らかにされた。また、変更していないとすれば、前記一の補助金の性格内容には全く変化はないと理解して良いか、政府の見解を示されたい。

四 井原前市長が艦載機移転反対の姿勢を明らかにしたのは、もともと岩国基地の米軍兵力拡充強化について、歴代防衛庁(当時)長官が約束していた地元への事前相談を無視したことを契機に、これ以上の基地機能強化は受け入れ難い旨の表明からであつた。とすれば、元はと言えば、国と地方との信頼関係を先に破壊したのは国ではないかとも考えられ、こうした点をも考慮すれば、国が艦載機移転を容認しなければ補助金を凍結するということは、まさに地方分権一括法によつて対等とされた地方自治体の存在を劣位に置くものであり、同法の趣旨に反するものと考えるが、政府の見解を求める。

五 政府は去る三月一二日、福田新市長に、凍結していた新市庁舎建設補助金と再編交付金の支給を伝えたとの報道がなされている。補助金の

凍結解除及び交付金の支給に至つた理由を明らかにされたい。

六 政府は、今後とも政府の方針に従わない地方自治体への各種補助金の支給については、支給の凍結を強行する意向であるか、それとも補助金の支給の有無に当たつてはあくまで国と地方は対等であるとの原則を遵守して決定する意向であるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫
参議院議長 江田 五月殿
参議院議員松野信夫君提出岩国市に対する新市庁舎建設補助金等の支給に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

参議院議員松野信夫君提出岩国市に対する新市庁舎建設補助金等の支給に関する質問に対する答弁書

一について
平成十五年度から平成十八年度までの岩国市庁舎整備事業に対する補助金については、「沖縄に関する特別行動委員会(以下「SACO」という)の最終報告に盛り込まれた普天間飛行場のKC-130空中給油機の岩国飛行場への移駐に伴う騒音の影響を防音工事により緩和するとともに、SACO最終報告の円滑な実施に資するものとして、合計約十六億円を支出してきたところである。

二から四までについて
平成十八年五月の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」において、一般の米軍再編の一環として、普天間飛行場のKC-130空中給油機は、岩国飛行場を拠点とし、訓練及び運用のため海上自衛隊鹿屋基地やグアムに定期的なローテーションで展開することとされたほか、厚木

飛行場の空母艦載機の岩国飛行場への移駐等が盛り込まれ、SACO最終報告の内容が変更された。

防衛省としては、岩国市庁舎整備事業に対する補助金については、SACO最終報告の内容が変更されたにもかかわらず、継続事業であることのみをもって交付し続けることは適当ではなく、むしろ右に述べたような米軍再編の円滑かつ着実な実施を前提に、その一環として実施される空母艦載機の移駐等に伴う騒音の影響緩和を目的として補助することが適当であると判断したものである。しかしながら、米軍再編について岩国市の理解が得られておらず、補助の前提条件が満たされていない状況であったため、前提条件が満たされるまで補助金の交付を見送ることとしたものである。

岩国市庁舎整備事業に対する補助金の交付に当たっては、適切に判断しており、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の趣旨に反するとも考えていない。

五について

岩国市庁舎整備事業に対する補助金については、岩国市長が、平成二十年三月十二日に防衛大臣に対し一般の米軍再編に理解と協力をする旨の発言をしたことを受け、米軍再編の円滑かつ着実な実施という補助の前提条件が満たされたことから、当該事業に係る補助金の交付を認めることの判断に至ったところである。

また、御指摘の「再編交付金」については、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第五条第一項に規定する再編関連特別事業を行うことが岩国飛行場における米軍再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要と認められたことから、同項の規定に基づき、平成二十年三月二十一日に岩国市を再編関連特定周辺市町村として指定したところである。

六について
政府としては、今後とも、各種補助金の交付に当たっては、関係法令に従い、適切に実施してまいりたいと考えている。

基地外に居住する米軍関係者の確認等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十年三月二十四日

参議院議長 江田 五月殿 松野 信夫

基地外に居住する米軍関係者の確認等に関する質問主意書

防衛省が去る二月二十七日に明らかにしたところによれば、米軍基地外に居住する米軍関係者(軍人、軍属、及びその家族)は十五都道府県で計二万一千八百五十五人であり、基地内居住者を含める米軍関係者は計九万二千四百九十一人であるという。これは二〇〇七年三月末の情報で、在日米軍が明らかにした数字であるという。近時、沖縄県では基地外に居住している米軍人による女子中学生の暴行事件が発生するなど米軍の規律が強く求められている折りから、米軍関係者の居住状況を把握する必要がある。

よつて、次のとおり質問する。
一 米軍関係者は本来、基地内に居住するというのが日米の合意ではなかったか、政府の見解を求める。

二 前記一のような合意があったとすれば、それは文書による確認がなされていたものか、もしなされていたらそれはその文書名と作成年月日、作成者名をそれぞれ明らかにされたい。もし文書による確認がなされていなかったが、実質的にはそうした合意があったとすれば、口頭の了解ということになるのかと思われるが、それはいつから誰と誰との間でどのような経緯か

らどのような内容で合意があったというのか、明らかにされたい。

三 前記一の合意がなかった場合、政府とすれば米軍関係者が基地外に居住することを容認してきたのか、この容認はいつから、どのような条件ないしは内容のもとで行ってきたか、それぞれば明らかにされたい。

四 政府は基地外に居住する米軍関係者について、これまで米軍にその人数、もしくは住所氏名などの確認を求めたことがあるか、明らかにされたい。今般、沖縄で女子中学生暴行事件が発生するまで、米軍から基地外米軍関係者の住所氏名や人数などの通知を受けたり確認を得たことはあったか、以前から把握していたとすれば、いつからどのような場面でのどのような形で確認していたか、それぞれ明らかにされたい。

五 基地外に居住する米軍関係者の住居関係費について、政府が何らかの形で支給していることがあるか、あるとすれば、いつから、どのような名目で、どの程度(負担割合もしくは上限額等)支給しているか、それぞれ明らかにされたい。

六 政府は、基地外に居住する米軍関係者については、今後、どの程度の頻度で、どのようにしてその人数、もしくは住所氏名などの確認を行うのか、明らかにされたい。また基地外に居住するのではなく、原則として基地内に居住するよう米側に求める用意があるか、あるとすれば具体的にそれをどのように実行するか、政府の見解を求める。
右質問する。

平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出基地外に居住する米軍関係者の確認等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出基地外に居住する米軍関係者の確認等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族(以下「米軍の構成員等」という。)の居住について、お尋ねのような日米間の合意は存在しない。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定(昭和二十七年条約第六号)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)の下、従来から、米軍の構成員等は施設及び区域外にも居住してきているが、米軍の構成員等の施設及び区域外の居住の条件等について日米間で定めたことはない。

四について

防衛省は、平成十六年より日米合同委員会の枠組みの中で、施設及び区域内外に居住する米軍の構成員等の人数について米側から情報提供されている。これらの人数は、原則として地元自治体以外に公表しないことを前提として情報提供されていたこともあることから、政府としては、先般、沖縄県に駐留する在日米海兵隊に所属する二等軍曹による日本人女子中学生に対する暴行被疑事件が発生した後、米側に對し、公表を前提に施設及び区域外に居住する米軍の構成員等の市町村ごとの人数について情報提供を求めたところである。

五について

お尋ねの「住居関係費」が何を指すのかは必ずしも明らかでないが、政府は、施設及び区域外に所在する米軍の構成員等の住宅に係る光熱水料、家賃等は一切負担していない。

六について

政府としては、施設及び区域外に居住する米

軍の構成員等の実態把握や規律の強化について、地元自治体から強い要望が出されていることを承知しており、引き続き地元自治体の要望を踏まえつつ、平成二十年二月二十二日に発表した米軍の構成員等による事件・事故の再発防止に係る当面の措置にあるとおり、年に一度、米側から施設及び区域外に居住する米軍の構成員等の人数について情報提供を受け、これを適切な方法で地元自治体と共有することとともに、米軍の構成員等の施設及び区域外の居住の方針について、日米合同委員会等で協議していく考えである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
一〇円	二五円